

令和4年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

令和4年9月6日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
1	11番 中村 末子	<p>1. 町政全般と教育の連携について</p> <p>①近年の教育環境の在り方についてどのようなお考えを町長、教育長はお持ちでしょうか。</p> <p>②それを踏まえての環境整備はどうなっているのか。</p> <p>③食育の考え方についてはどうでしょうか。町長、教育長共にお答え願いたい。</p> <p>④生き心地のいい場所とはどのような所とお考えか。これも教育長、町長共にお答え願いたい。</p> <p>⑤どの様な教育環境を作りたいとお考えでしょうか。これも教育長、町長共にお答え願いたい。</p> <p>⑥給食費については町長はどの様にお考えでしょうか。</p>	町長 教育長	
		<p>2. 農業支援対策についての考え方</p> <p>①コロナ中、後の農業経営実態はどうなっているのか。</p> <p>②環境を考えた農業政策についてはどの様に考えているのか。</p> <p>③耕作放棄地が生じないための施策はあるのか。</p> <p>④遊水対策のための施策としての考え方はどうか。</p> <p>⑤農地保全のための施策はあるのか。</p> <p>⑥水利に関して、町全体を網羅して整備はなされているのか。</p>	町長 農林委員会	

2	2番 永友 良和	1. 農業資材価格高騰に対する農業者への支援について ①上昇前との比較について。 ②上昇の比較対象はいつからか。 ③化学肥料低減の把握について。 ④支援の対象期間は。 ⑤申請の手続きの手順について。 ⑥支給開始時期は。 ⑦県の緊急支援事業（農家の被覆資材購入補助）について。	町 長	
		2. 人口減少と少子化問題について ①現在の本町の人口は（10年前と比較）。 ②本町の年齢別人口は。 ③本町の20才～39才までの男女の人口は。 ④県全体の出生率と本町の出生率は。 ⑤本町の年間の新生児の数は。 ⑥本町としての目標数は。 ⑦現在の子育て支援としての取り組みは。 ⑧今後の新たな取り組みは。	町 長	
3	6番 青木 善明	1. 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて ①町長、教育長は新型コロナウイルス感染症第7波流行の影響をどのように認識しているか。 ②新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制と進捗状況について。 ③新型コロナウイルス禍による、子どもたちを取り巻く環境の変化とその対策について。 (1)学力向上に影響は。 (2)子供のケア対策は万全か。 ④新型コロナウイルス禍による、高齢者等世帯を取り巻く環境の変化とその対策について。 (1)独居高齢者、生活困窮世帯に影響は。 (2)高齢者等のケア対策は万全か。 ⑤秋冬に警戒される次の流行を想定した体制の考えは。 ⑥新型コロナウイルス禍に直面する町民の経済的負担軽減に取り組む考えは。	町 長 教育長	

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永	恵子君	事務局長補佐	井戸川	隆君
議事調査係長	橋本	由香君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	教育長	島埜内	遵君
農業委員会会長	坂本	弘志君	代表監査委員	森	弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長				野中	康弘君
財政経営課長	飯干	雄司君	建設管理課長	吉田	聖彦君
農業政策課長	濱本	明俊君	農業委員会事務局長	杉	英樹君
地域政策課長	日高	茂利君			
会計管理者兼会計課長				鳥井	和昭君
町民生活課長	鳥取	和弘君	健康保険課長	山下	美穂君
福祉課長	杉田	将也君	税務課長	宮越	信義君
上下水道課長	渡部	忠士君	教育総務課長	横山	英二君
社会教育課長	岩佐	康司君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、11番、中村末子議員の質問を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。おはようございます。ロシアのウクライナ侵攻が収束する気配もなく、代理戦争ではないかとの懸念も示される中、ロシア、ウクライナ共に小麦生産ではトップを争う国であることから、世界の食料事情が日本の国民の台所を直撃していることは周知されていることと思います。一刻も早い収束を願っております。

それでは、日本共産党の中村末子が、町政全般を教育問題も視野に入れながら、未来ある子どもたちのため、私たちに一体何ができるのか探るための質問を展開していきたいと思っております。

今回は2点、町政全般と教育の連携について、農業支援対策についてを質問します。教育関係については、教諭の人事権がありませんので、お答えづらいこともあるかとは思いますが、町長、教育長共にお答え願いたいと存じます。

それを踏まえた環境整備については、近年の教育環境についてはどのように周知されているのか。それを踏まえた環境整備についてはどうしてきたのか。

食べることは基本です。食育の考え方についてはどのように考え、PTAなどを通して家庭教育の在り方をどのように研修、導いてこられたのかお伺いしたいと思います。

私は、今回、福祉事務所長から紹介をしていただきました、この「生き心地の良い町」という岡檀さんの著書を拝読いたしました。この本は、4年にわたり調査を行い、自殺率が低い四国の町について、そこでの暮らしぶり、人となり書かれてあります。いま一度自分の生き方を見直すいい本であると考えて、今回に取り上げてまいりました。そこでは教育についても記載されていまして、この本を中心にとはいうわけではありませんけれども、一般質問を展開したいと思います。町長、教育長はどのような教育環境にすればよいとお考えでしょうか。

給食費について町長はどのようにお考えでしょうか。子どもは、親を選んで生まれてくることはできません。弁当か菓子パン、おにぎりなど、お金さえあれば何でも買えるコンビニなどが数多くある中で、包丁、コンロを使わず電子レンジだけの家庭があることを聞き及んでおります。中学校の給食が実現された背景には、人の弁当を盗み食いた、しなければ生きていけない子どもがいたからです。1食でも食べさせてあげたい、その強い思いが届き、実現に至りました。感謝しております。給食費は親であれば出したいと思うでしょうが、何かを我慢して出している家庭も少なくありません。児湯地区で給食費無料化を実現していないのは高鍋町だけです。児湯の中心であると自負しているのは空元気でしょうか。

次に、農業支援策についてお伺いします。

コロナ禍にあっては、飲食業などについては再三の支援策がありました。また、商工会議所会頭が、農業には補助金があるので、企業立地補助は当然と言わんばかりの文書がありました。お聞きします。農業への各種補助金とはどのようなものか、なぜあるのかお答

え願いたいと思います。

あとの2から6までについては、発言者席から聞きたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。お答えします。

まず、近年の教育環境についてでございますが、最近の教育環境を取り巻く状況は、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において求められる人材育成像の変化への対応が必要であると考えます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響は、学校生活に大きな影響を与えており、子どもたちの健康面、学習面も大きく変化してきていると感じております。

次に、それを踏まえた環境整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、多種多様化する課題の中から、本町において優先すべき課題を洗い出し、優先順位をつけ対応していただくよう教育長にお願いしているところでございます。

食育の考えにつきましては、食育とは、様々な経験を通じ、食に関する知識や食を選択する力を習得することで、健全な食生活を実践できる力を育むものでございます。食べることは、生涯にわたって必要な大切かつ基本的な営みであるため、年代を問わず食育の重要性は高いものと考えております。町民の健康の増進に望ましい食習慣の形成や農産物等の生産、食品の製造並びに安全性に対する正しい理解、環境への配慮、食文化の継承などの施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるものと考えております。

本の内容を受けてどのような教育環境にすればよいかにつきましては、この本の象徴的な言葉として、「病は市に出せ」というものがございました。取り返しがつかなくなる前に、小さなことでも相談できる人がいて、相談したほうがよいという意味に捉えておりますが、心配事や困り事があるときに、一人で抱え込まずに、家族や友人、先生方など周りの誰かに相談できるような、人に弱みを見せるのは恥ではないといった教育を行っていくことで、「生き心地の良い町」の実現に近づくことができるのではと考えたところでございます。

給食費についての考えにつきましては、給食費の無償化は、保護者の皆様にとって非常に大きな関心事であると認識しておりますが、将来にわたって財政的に継続可能なものであるかどうかを総合的に勘案する必要があると考えております。

本町では、子どもの医療費について、中学生までの無償化を実現するなど、限られた予算の中で優先順位をつけ取り組んでいるところでございます。

一方、給食費につきましては、学校給食法において、給食施設や設備の維持管理費と運営に伴う人件費は自治体が、食材費を含むそれ以外の経費は保護者が負担すべきものと定められております。また、学校教育法第19条におきまして、経済的に就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、本町におきましても準要保護児童生徒援助事業による支援を行っており、

給食費だけでなく学用品代や学校活動費等の支給も行っているところでございます。

このようなことから、給食費については、学校給食法で定められているとおり保護者負担を原則とし、経済的に困っておられる御家庭に対しましては、準要保護児童生徒援助事業によってしっかりと支援を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、農業者への各種補助金についてでございますが、農林水産業では、食料は人間の生命の維持に欠くことができないだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なもので、全ての国民が将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることは、国の基本的な責務であるとしております。

このようなことから、食料を生産する農業者に対しましては、農業用機械の導入や施設の建設に関する補助金だけでなく、新規就農者などの担い手に関する補助金や後継者に対する補助など、様々な支援策が設けられております。

私といたしましては、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されるために、農業者に対する補助金があるものと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。まず、近年の教育環境についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの教育活動の継続、施設老朽化への対応、教職員の働き方改革の推進、GIGAスクール構想実現に向けた各種取組の推進、急増する特別支援教育対象児童生徒への指導体制の構築、不登校児童生徒への自立支援、福祉課と連携した貧困対策及び教育格差の是正、コロナ禍で停滞したコミュニティ・スクール活動の活性化、そのほか、安全対策、学力向上、教職員の資質向上、定数確保など、様々な課題が山積していると認識しております。

次に、それを踏まえた環境整備についてでございますが、先ほど町長が答弁されましたとおり、優先順位をつけて対応しております。学校活動継続のための新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、施設老朽化対策の対応、教職員研修の充実、スクールソーシャルワーカー、学校生活支援員、講師などの学校支援人材の適正配置、特別支援教育充実のためのコグニティブトレーニングの導入、的確な学力分析に向けたたかなべ学力検査の実施、貧困対策の一環としての準要保護児童生徒援助事業の推進など、教育環境の整備充実に向けて、様々な施策を行っているところでございます。

次に、食育についてでございますが、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいるところでございます。食に関する知識、食を選択する力、望ましい食習慣を家庭や地域と連携しつつ身につけさせ、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために、単に知識を教えるだけではなく、実際にいろいろな経験をさせながら、食に関する指導を行っていく必要があると考えております。

議員が申されるとおり、子どもの食生活については、学校、家庭、地域が連携して環境

改善に努めることが重要でありますので、毎月発行をしている給食だよりを通じて、家庭での食習慣、生活習慣の大切さについて啓発を行っているところでございます。そのほか、保健だより、学級だより、学年通信等の各種通信、あわせて、家庭教育学級においても取り上げることもございます。

「生き心地の良い町」についてですが、私もこの本を読ませていただきましたが、学校における教育活動、特に、学校・学級集団づくりに大いに参考になると感じたところです。いろいろな人がいたほうがよいということは、異なる意見を出し合える自由な雰囲気を確認する、思考の視点が広がるということ。人物本位主義を貫くということは、特定の子どもの意見だけで物事を進めるのではなく、どの意見も大切にすること。どうせ自分なんてと考えないということは、やれば何とかなるという自己効力感、自己肯定感を育むということ。「病は市に出せ」ということは、弱音や愚痴を吐いても大丈夫。やせ我慢をするよりも、誰かに相談すること。緩やかにつながるということは、お互いの間違いを笑って許せるような柔らかな関係性、干渉し過ぎない関係性を築くということであると解釈いたしました。こういった考え方を学校経営や集団づくりの核として、教師や子どもたちが普通にできるような教育環境をつくっていくことが大事だということ、改めて認識させられたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先生の働き方について、文科省は、部活時間の時間短縮及び外部委託への切替えを目指しているようですが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。現在、国が進めている部活動改革は、主に中学校を対象であります。令和5年度から段階的に休日の部活動を地域に移行することとされております。休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであるという考え方に基づくものです。

一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において、部活動の地域の活動として実施できる環境を整えることが求められております。

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であります。部活動の設置、運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられております。

これまで教師の献身的な勤務によって支えられてきたのですが、長時間勤務の要因であることやライフワークバランス、指導経験のない教員にとっては、多大な負担になっているという現実がございます。

部活動の時間短縮については、働き方改革の観点から、全国的に平日一日、それから、土日のいずれか一日を休日とするという流れが、ここ二、三年で定着してまいりました。

部活動の地域移行については、方針が各県で明確になってない上、中体連のほうも対応に苦慮しているようでございます。全国で運営について様々な試行がなされており、メリット・デメリット共にあるようです。県、それから、中体連の情報を把握した上で、部活動の在り方を検討していきたいと考えております。

本町においても、学校と地域が協働、融合した部活動、いわゆる地域部活動を実現するために必要となる事項を整理し、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や、部活動数の適正化を進めるための計画の策定に向けて、現在検討をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。部活が外部委託されることにより、先生と生徒の微妙なすれ違いが起きるのではないかと私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。部活動の指導、それから、運営を外部にお願いするとすると、顧問と外部指導者、それから、生徒の三者が関係しなくてはならない上に、他校の生徒との関係、大会の取組の多様化など、確かに配慮する事項が多くなってくると思います。そのような懸念も含めまして、部活動ごとに教師も生徒も保護者も満足できるような体制を構築するために、課題を洗い出して検討をしまいたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私の子ども3人も、違う競技ではあったんですが、部活に入っておりました。2番目の息子のときには先生から、帰宅部ではいけないので、部活に入るように親が説得してほしいとの要望がありました。私は、その意向がとおりなら、ぜひ息子を説得していただきたいとお願いしての部活でした。このように、親だけでなく、子どもとの会話によって卒業させていただくことができました。先生と生徒、親とも話ができる教育環境があったからこそ、今があると思います。先生が部活をしたくないとお考えなのかどうか、その辺はお聞きでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。先ほども申し上げましたとおり、指導経験のない教員にとっては、多大な負担となっているという現実がございます。国のデータでは、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がないという先生は、中学校で約46%という高い割合が示されております。

ただ、逆に忘れてならないのは、部活動の指導がしたくて教員になった先生、それから……。そういった先生も少なくないということです。あわせて、部活動が生徒にとって重要であると考えてる先生も多いということだと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私の子育て中は、学校の先生、特に小・中学校では、同じ地域

に住んでいただければというのが最大の課題でした。今はどうなんでしょうか。町内在住の先生の数はどうなっているんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。町内に居住している教員数についてでございますけども、小学校が全部で66名の先生方いらっしゃるんですが、そのうち18名でございます。中学校のほうが東西合わせまして46名、先生方おられますけども、町内に住んでいらっしゃる方は13名でございます。合計、合わせますと、小・中学校合わせますと112名中31名の方が町内に住んでいらっしゃるということになりまして、割合で申し上げますと、約27%ということになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。部活を指導されている先生の数はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。東西中学校の先生方は総数が46名でありまして、そのうち、直接部活動の指導を行っている先生が35名でございます。

なお、部活動に携わっていない先生であっても、バドミントン競技でありますとか水泳ですね。そういった郊外部活動という、言われてるものですが、そういった大会には引率としてついていておりますので、全ての先生方が部活動に関わっているということが言えるかと思えます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私は夫が教員でもありましたので、部活指導もしたこともない競技を持ち、自ら本を買い、指導の方法などの研究をしながら、生徒が先生だと言いながら指導しておりました。大会になると、生徒の考えを優先させ、相手をよく観察し、どうすればよいかだけのアドバイスに心がけていたようです。教育長もバレー指導などでは定評がありましたので、どのようなことに心がけて部活指導をされていたのか教えていただけませんか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今、考えると恥ずかしい限りなんですけども、若いときは、部活を勝たせることに非常にこだわっておりました。ただ、経験年数を重ねて、部活動にもいろんなアプローチがある、いろんな育て方があるということを考えまして、結局技術がなければ勝つことはできないが、最後は人間の在り方であるというような考え方にたどり着きまして、それ以来、部活動を教科書にして人間を勉強するというのを生徒にも保護者にも言ってまいりました。

また、部活動経営は、保護者の支援に頼る部分が少なくありませんので、生徒もですけども、それ以上に保護者の信頼を得るように動いてたような気がしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 部活は教育課程の大切な一環であると私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。先ほども申し上げましたが、部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた大切な活動であります。部活動の技術だけでなく、礼儀とか先輩後輩の人間関係とか、指導者との関係など、様々なことが学べる重要な活動であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、そのことは、どのようにすれば先生も生徒も楽しく、希望を持った学校生活ができるとお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。教師対児童生徒の前に、人対人と、そして、子どもたちとしっかり向き合い、関わり合うことだと思います。そのことで、楽しく希望に満ち溢れた学校生活が実現できるのではないかと考えております。

教育は、子どもの幸福につながるものでなければなりません。そのために学校はどうあるべきか、子どもにどんな力をつけるのか、子どもたちと一緒に考えることが大切だと思います。教員の専門性は、子どもの日常に関わり、寄り添うところから培われるものだと思います。そのために、子どもと向き合う時間や質の高い授業を提供するための準備時間を確保することが不可欠であると考え、本町においても、教職員の働き方改革を推進しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 人間が人間を育てるとするのは、ある意味、社会にとって一番重要なことだと私は考えますが、どうでしょうか。先生になりたいと思う人が少なくなって、先生不足が危惧されております。その問題についてどのようにお考えなのでしょうか。これは教育長、町長共にお答えを願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。議員が申されるとおりだと思います。「人間は教育によってはじめて人間となる」という言葉がありますが、全くそのとおりだと思っております。教育という営みが大切になってくると考えますし、子どもたちの将来像を想定し、目的・目標を立て、実行していかなければならないものだと改めて考えさせられております。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。教員の採用試験の倍率が年々低下していることから、非常に深刻な状況であると認識しております。教師という仕事の価値や魅力を引き上げる取組が必要ではないかと感じております。子どもたちの教育を受ける権利を守る重要性から考

えても、一刻も早く解決すべき課題であると捉えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ、町長にお伺いします。それを解決していくためには、どのようなことが必要だとお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほどから議論ございましたとおり、様々な課題が山積してると思っています。私がまだ学生の頃ですと、教師というお仕事は非常に尊い、尊敬に値する、誰もがなれない、なりたいと思ってもなれない職業と捉えておりましたが、複雑な地域、様々な人間関係、それから教育内容、あるいは教師の仕事の在り方ですね。そこに対する捉え方が、少し時代とずれたのではないかと思います。

今、時代は、一番言われてる言葉がリスキリングですね。「学び直し」という言葉もあります。それから、多様化する仕事の内容にどう変化させていくか、これは極めて重要なことだと思います。また、国もそこを一番言ってるわけでございまして、教育という一番重要な場所において、そこで働く、そこで教師となる人がより魅力ある立場で仕事をするということは、国の……。私は、基本的には、教育というのは、国の制度の枠の中にあると捉えておりますので、国の捉え方、その制度のつくり方というのにも大きな課題はあるというふうに捉えてるところです。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国に責任があるというお考えのようですが、私は、私も町長と同じ考えです。しかし、国がやらなければ、地域で行っている子どもたちの教育を放り出すわけにはまいりません。町長がその方針がおありであるのなら、私は、しっかりと教育長と相談をしながら、そのような方向性で臨んでいただけたらと思っております。

先生と生徒が約8時間近くいる学校の生活環境はどうなっているのでしょうか。クラス別人数及び特別支援教室の先生と生徒の定数に関してはどうなっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学級定数についてお答えいたします。

小学校につきましては、第1学年及び第2学年が30人学級となっております、第3学年が35人学級、第4学年から第6学年までが40人学級ということになっております。法改正によりまして小学校の学級定数は、今年度から5年間をかけた上で全て35人学級ということになっておりますけれども、宮崎県は以前から独自に第1学年と第2学年を30人学級としておりましたので、今年度は、第3学年がそれまでの40人学級から35人学級に見直されたところでございます。次年度以降、第4学年、第5学年、第6学年が順次35人学級となる見込みでございます。

なお、中学校は、第1学年が35人学級、第2学年、第3学年は40人学級となっております。それから、特別支援学級につきましては、小学校、中学校共、学級定数は8名ということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 特別支援教室の先生8名ということですが、これは、生涯の要素によってもう少しきちんと配置していかなければならないと思いますが、高鍋はどのような形できちんとしておりますか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。議員が申されるとおり、特別支援学級の定員の見直しについては課題となっております。市町村教育委員会の連合会というのがあるんですけども、そちらでも定員の引下げについて、国・県に要望活動を以前から行っているところでございます。

本町では、そういった学校の実情などを考慮いたしまして、町独自に学校生活支援員の配置でありますとか、町の講師ですね。講師を会計年度任用職員として追加配置することによって、先生方の負担、先生方と子どもたちの負担軽減を図っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 昼食については、両小学校共、自校での調理環境、中学校はセンター方式であります。昼食について、栄養素、食器などから考えて、最善を尽くされているとは考えますが、朝食についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。朝起きたときは、脳も体もエネルギー不足の状態となっているので、朝食によって様々な栄養素を補給し、午前中からしっかり活動できる状態をつくるのが大切だと考えております。実際に朝食を毎日食べている子どものほうが、学力調査の正答率や体力テストの結果が高い傾向にあるというデータも示されておりますので、学校だよりなどを通じて保護者の方々への啓発も行っているところでございます。

本町でも養護教諭らで構成する学校保健会が、小学校4年生から中学校3年生までを対象として、生活に関するアンケート調査の中で、朝食を取った頻度、取らなかった理由、何を食べたかなどを訪ねる質問を設けております。その調査における小学6年生のデータを一部紹介しますと、朝食を食べる、朝食を取る頻度につきましては、「毎日食べる」という回答が91%、「週に4日から6日食べる」という回答が4%、「週に1日から3日食べる」という回答が3%、「食べない」という回答が2%でした。食べなかった理由につきましては、「時間がない」「食欲がない」といったものがほとんどでありましたが、中には「食事が用意されていない」と回答した子どももございました。これらの調査結果につきましては、学校保健すこやかだよりや学年だより、学校だよりを通じて全ての保護者に配布し、啓発を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。大阪では、一日50円のお金で朝食を学校で取れるところがあるようですが、月水金の3日だけなんです、御存じでしたか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。朝食を実施している学校があるという話は聞いたことがありますけれども、大阪市東淀川区の西淡路小学校のことは、今回の議員の質問によって初めて知りました。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。それは、どのような指針の下、始まったのか示していただければありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。調べましたところ、子どもの貧困問題に心を痛めた地域で民生委員を務める表西弘子さんという方が、子どもたちを守りたい、育てたいと始めた取組であるということでもあります。原点は、平成26年度に行われた文科省の調査で、朝食を食べない小学6年生の割合が11.8%もいると知ったことであつたそうです。統計では、毎日朝食を取っている子どもほど体力も学力も優れているという結果もあり、朝食が子どもの育ちや学びに大きな影響を持っているということを知つたそうです。

ただ、しかしながら、経済的、心理的な問題を抱える子どもたちが現実に存在し、朝食が作れない家庭もある。子どもの貧困や孤食の問題で親を責めても、朝食を食べられない子どもが減るわけではない。であるならば、地域で朝食を食べさせて、子どもの成長を支えたい。どんな状況の子どもでも朝食をしっかり食べさせて、学校へ送り出してやりたい。そう思った表西さんは、補助金の活用を考えて企画を練りますが、開催場所の確保に苦労がありました。そんなとき、小学校の校長先生から、うちの家庭科室を使つたらという提案があつたそうです。そして、実現できたと書いてありました。

これまで長年、民生委員、児童委員等、地域活動に尽くしてこられた表西さんの成功事例だと紹介されておりました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、教育長が調べていただいたそのとおりなんです。これは、2006年、文科省が「早寝早起き朝ごはん」を推奨するというのを出してあります。それを受けて、表西さんは本当にどうにかならないかと、10年間、力を尽くして頑張つてこられました。それをやはり見ておられた学校の校長先生のほうから、学校の教室提案というのが出てきたそうです。だから、そういうことを考えたときに、私は、非常に教育委員会そのものが、そして、校長先生そのものが柔軟な頭を持っていかないと、子どもの朝食問題については解決していかないのではないかなというふうに思いましたので、このことも質問をいたしました。

これは、朝、学校の家庭科調理室で朝5時半から仕込んで、7時半から食事をして、そのまんま登校するそうです。だから、ぜひ高鍋町も本当に、親が朝食を作ってくれない子どもたちもいるのではないかと私は危惧しております。そのことを考えたときに、このことをやっていただける方は、呼びかければたくさんいらっしゃると思います。ボランティア協会の皆さん、そして、いろんな皆さんが、地域婦人会の皆さん、いろんな皆さんが心を痛めておられます。だから、そのことを皆さんと一緒に高鍋町の子どもをちゃんと育てていくという環境をしっかりと構築していただくことが、私は町長と教育長の仕事ではないかなというふうに思っております。

朝御飯を誰と食べてきたのかの調査は、定期的に行われておりますか。先ほども調査のアンケート結果っていうのを取られましたけど、これは定期的に行われているかどうか確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。町の養護教諭部会につきましては、調査は年1回しております。ただ、それ以外にも各学校の取組として行っている事実は、過去に何回かあります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 朝御飯を菓子パンなどで済ませてくるということになると、糖尿病の発症か。発症が促進されるのではないかとということも聞き及んでおります。食事状況把握というのは、どのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今も申しましたとおり、養教部会の調査とか、あと、子どもたちが学校の保健室に来ることがありますので、そのような状況から個人的につかむ方法と、あとは、学級担任、それから、学年主任等が生活ノート、それから、教育相談等で把握している事実がございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この問題をPTAなどと共有したお考えはできているのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。定期的にPTA会長との情報交換会を行っておりますが、そのほか、保健だより、家庭教育学級場で紹介させていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 実は、私、やっと探し当てたんですが、令和4年度、今年に、健康づくりとして食育推進計画を出されております。その目的は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。食育推進計画についてでございます。

令和4年4月に策定をいたしました高鍋町健康づくり食育推進計画は、健康増進法第8条第2項に基づきます市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づきます市町村食育推進計画として位置づけられる計画でございます。本計画は、健康寿命を延ばすことを目標に、栄養、運動、休養、予防活動の4つの分野ごとに、乳幼児、学童から思春期までの子育て期、成人期、高齢期の各ライフステージにおける目標と行動計画を定めております。

また、数値目標を設定し、関係機関・団体や関係課の連携を強化し、町民一人一人が好ましい生活習慣を身につけ、健康で健やかに生活できるよう、目標達成に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私がこれを最初に見たときに、やはり子育て、赤ちゃんのときから本当に始まっている食育なんだと私は思うんです。だから、妊娠されたときからしっかりと、やはりそういったフォローをしていく、そして、3食をきっちりと食べていくというその環境が小っちゃいときからできていれば、小学校になったからといって朝御飯を食べないという子どもはできないと思うんですね。だから、できるだけ小さいうちにしっかりと家庭教育を推進していくということが、私はすごく大事じゃないかなと思います。だから、土台をしっかりとこそ、高鍋町の未来ある本当にまちづくりっていうのはできてくると思うんですが、私、ここで突然ではありますけども、町長はこの食育に関して、どのような思いをお持ちなのか。そこを突然ですが、聞きたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私の尊敬する森信三という哲学者がおられますけれど、彼、しつけ、3つ言っています。一つは、まず、挨拶をする。それで、2つ目は、履物をそろえる。3つ目が、姿勢を正しく背筋を伸ばすですね。私は、昨今はもう一つあるんだというふうに思うようになったんです。それは、朝御飯を食べるとこの習慣というのが、実は、極めて重要ではないかと思えます。それ思うのは、やはり子育ては親育てでもありまして、お母さんが弁当を作る、あるいは、朝御飯を作ると。これは家庭のしつけとして非常に重要で、しつけとは、よい習慣のことですね。これをやっぱり守っていくことが、教育の基本になってくる、しつけの基本になるというふうに考えているところです。

映画で、「そして父になる」という映画がございましたけど、「そして母になる」という映画も必要で、お母さんがお母さんとなるというのは、やはり朝御飯を作る、子どもと共に育つという、そういう環境の中で非常に重要なのが、この食育であろうと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長は、ジェンダー問題を御存じないようですね。食事はお母さんが作るものではないんです。家族が作るものなんですよ。みんなで作るんです。だから

ら、今は、父親のほうが作るのが上手な人も結構いらっしゃいます。そこは、やはり保護者というか、そういうところに言葉を変えていただけたらよろしかったかなと思います。

登壇しても言ったんですけれども、私が議員になって中学校給食の実現を提案をした理由は、ただ一つだったんです。弁当を盗み食いした生徒が処罰されました。しかし、その家庭へPTAで出向くと、食べるものは何もありませんでした。1食でも食べさせてあげたいとの思いが通じ、給食が実現しました。今では当たり前の給食です。PTA役員をしていたからこそ分かった現実です。先生もPTAの一員です。食に対する教育委員会の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。成長期にある子どもにとって、健全な食生活というのは、健康な心身を育むために欠かせないものだと思っております。同時に、将来の食習慣の形成に当たっては、大きな影響を及ぼすと考えます。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは非常に困難なことであるため、小・中学校において栄養教諭、それから、養護教諭等を中心とした食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ることとしております。

本町においては、朝食を食べない児童の比率は低い割合ですが、全ての児童が朝食を取る習慣が定着するよう、しっかり啓発していきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。子どもが健康に育つ環境というのは、学校教育現場だけではできません。また、子どもは親を選んで生まれてくることはできません。だからこそ必要な手を家庭へ伸ばし、将来を担う子どもを守る必要があります。子どもを車の中に放置して亡くなったとの報道がありました。警察から児童相談所への通報があったにもかかわらずです。細やかな指導を重ねていかなければ、子どもの命が危険にさらされます。健康に関して、食に関して、どのように指導されているのでしょうか。また、家庭教育学級や母親学級などで食に関しての指導は、どのように系統的になされているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。健康に関する食についての指導についてでございますが、管理栄養士、保健師を中心に、妊婦、乳幼児とその保護者、小・中・高生とその保護者、成人、高齢者と、全ての年代に対し、相談や調理実習などを通して、それぞれの年代に応じた食事内容の指導、食生活を整えるためのアドバイス、健診結果に応じた個別相談などを実施しているところでございます。

また、両親学級、母親学級におきましては、妊婦とそのパートナーに対する食事指導を実施しており、バランスのよい食事が妊婦や胎児にとって重要であることや、注意すべき食品に関する情報の提供、そのほか、妊娠中は気持ちも不安定になりやすい妊婦が無理なく食事の準備ができるよう、調理方法のアドバイスなども行っております。生まれてくる赤ちゃんが健やかに育つため、また、それを支える大人たちも健康を維持できるよう、食

育を推進する必要があるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。現在、赤ちゃんのときから始まる重層的な福祉政策が始動しました。どこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。重層的支援体制整備事業への移行準備事業の取組についてお答えいたします。

令和7年度から重層的支援体制整備事業に本移行することを目標として、本年度から準備事業に着手しております。7月から高鍋町社会福祉協議会に業務を委託、必要な人員を補充し、事業を開始しております。本年度は、町及び社会福祉協議会の職員が本事業に取り組むことの意義を理解するため、会議や研修会の開催をはじめ、各分野の組織や支援の仕組みの洗い出し、相談から支援までの過程における連携の在り方について、行政内部の部門間協議を実施する予定としております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 協議だけでは絶対よくならないんですよ。ちょっと町名出して申し訳ないんですけど、例えば、都農町辺りでは、動きながら計画をするということをやっているそうなんです。新富町に聞いても、新富町も同じような考えで、動きながら計画を進めていく、そして、動いて、そこでぶち当たったときには、ほかの計画に変えていくとかいうようなやり方をやっているんだそうなんです。だから、都農町の方とお話をし、そんなのができて、少しずつですけど構築されていってると。まず、話し合いから始まるんじゃないかと、社会福祉協議会は歩きながら考えて、ぶち当たったときに、また別の方法がよければ、それをやっていくという方法にやらなければ、いつまでたってもできない。高鍋町の悪いところは、頭で考えて行動しないということなんです。頭で考えるのは物すごくいいことだから、頭で考えながら動いて行動する方法を、ぜひこの重層的な福祉政策には生かしていただけたらと思っております。

学校等放課後対策事業、それ以外の家庭での時間の生活費等についての考え方はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

社会教育課が所管いたします事業といたしまして、家庭教育の充実と家庭の教育力育成のために組織されました家庭教育学級がございます。乳幼児期から小・中学校の保護者までの6学級を開設しております、それぞれの自主性を尊重しながら、家庭教育に関する学習を計画的、継続的に行っているものでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） こうやって家庭教育学級というのは、もっと早くからあってるん

ですよ。これが重層的にずっとつながってくるんですね。だから、そこを重要視していきながら、じゃあ、どうやったらうまくいくのかということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

餃子のまちなどと世間では言われているようですが、そのことが教育にどのように関わっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。先ほど教育長が答弁いたしました給食の地産地消の日の取組の一環といたしまして、今年度も6月の3日に小・中学校の給食に、餃子のまち高鍋推進協議会様から無償で餃子の提供をいただきました。キャベツや豚肉など地元の食材をふんだんに使用した餃子の提供は、地域の産物、食文化を理解し、尊重する心を育むよい機会になったというふうに考えております。また、小学校では、総合的な学習の時間を利用いたしまして、高鍋の餃子について学ぶといったことも行っております。このような取組は、餃子のまち高鍋と呼ばれることを、町の誇りとして子どもたちが考える機会になるとともに、キャリア教育にもつながるものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 幾らお金を儲けていようと、子どもへの関心度が低ければ、すなわち、未来はないということになります。人口が減少していますが、日本で人口が増に転じている県はどこでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。人口が増加している県ということですが、沖縄県が挙げられると思います。その原因としまして、いろいろ考えたんですが、沖縄県、非常に増えてるんですけども、2005年ごろから沖縄移住ブームが起こったこと、それから、東日本大震災に福島などから被災者が移住してきたこと、そんなことが人口増加の原因と考えられるのではないかと考えております。

また、移住などを除く人口の自然増加率も、2010年時点で全国1位となっております。特殊合計出生率は2010年全国1位、14歳以下の人口も全国1位と、日本の他の地域とはかなり異なる状況でございます。出生率が高い原因の一つとして、厚生省の労働白書では、他の都道府県と比較して親族や地域のコミュニティの結びつきが強く、相互扶助の精神が挙げられており、議員が先ほど述べられました生き心地のよいことが要因の一つではないかと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そうですね。答弁のとおりだと思います。沖縄では、若者が中心になってのまちづくりに取り組んでいるようです。また、余暇を十分に取ながら、家族との関係をきちんとつくっているところのようです。

「ゆいまーる」という言葉がありますが、どういうことか御存じでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。沖縄の方言だそうですが、「ゆい」は共同作業、それから、「まーる」は順番を表しております、順番に労力を交換するということであると説明されております。お互い助け合う関係を結ぶことを通して、家族と同じように長い付き合いをしましょうという相互扶助の精神であると聞いております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 災害のときなんか、言葉があるんですよ。そして、公助とか自助とか共助とかあるんですけども、この共助の部分に属する部分が「ゆいまーる」という形になるのではないかと私は思っております。

散々「御存じでしょうか」という言葉を使いました。今回の一般質問をするに当たり、原点に戻りたいと思いました。子どもとお年寄りの笑顔のあるまちです。言葉だけでなく、地に足をつけようと考えたからです。

そこで、お伺いしたいと思います。職員の皆さんに対して、町長及び教育長はどのようなお気持ちで指示なり研修をされてきたのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

職員の指示についてでございますが、私は常々、職員の皆さんに対しましては、地方公務員としての矜持を持ち、法令を遵守しながら、町民の皆様に信頼される職員であり続けるよう指示しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。町内の教職員の方々には、いい学校をつくりましょうというスローガンを掲げております。この意味は、町民の方々が日常会話の中で、うちのまちな学校はいいがねと言われるような意味のいい学校です。児童生徒一人一人への深い愛情と理解、教育に対する情熱や使命感、幅広い社会性や倫理観、豊かな人間性を身につけながら、専門性を高め、魅力ある教職員になることを期待するとともに、何より先生方自身が向上心と情熱を持ち、謙虚に学ぶ姿勢を持ち続けることが大切であることを常々指導をしているところであります。

本町では、教職員が自ら向上しようとする姿勢を支援するために、たかなべ学校エンパワー事業で教職員が主体的に学びを支える環境づくりを進めております。先生方が県主催の研修や本町の研修のほか、校内研修や自主研修を通して教職員としての使命感を養い、実践的な指導力や幅広い知見を習得できることを期待しているところです。

○議長（緒方 直樹） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。町民の方からよく聞くのは、職員が上から目線であるという言葉なんです。なぜそのように思われるのかは疑問ではあるんですけども、直接この言葉を言われたら、町長と教育長はどのように答えられますか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。上から目線で見るとという話は、私は直接聞いたことはございませんけれども、そのように捉えられてるとすれば、町民の皆さんに対する同じ目線になってない、あるいは、謙虚さを失ってて、聞く耳を持ってないということであろうと思いますので、常に謙虚にお話を聞いて、同じ立場で対処するようにというふうにお伝えをしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。そのような場合には、まず謝罪をいたします。職員教育を徹底的に行い、再発防止に努めたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 直接町長や教育長に向かって、おたくの職員は上から目線ですねと言う人は誰もいないと思います。恐らく私だから、そうやって言われるんだと思います。具体的にあつたときには、私は職員に直接言うようには心がけております。どんな対応をすれば、上から目線と言われたいと思われませんか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、町民の方にお話をお伺いし、その内容を確認した後に、職員の責に帰すべき場合は、その方に謝罪するとともに、原因究明と再発防止の取組を進めてまいることが対処になると考えます。（「分かっていますよね。答弁が違う理由は分かりますよね、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同じような内容かと思いますが、お答えいたします。

全体の奉仕者として日々研さんを積みながら、目の前の業務に真摯に向き合い、職務を全うし、町民の皆様の立場に立った言葉遣いや対応を行うことが必要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。基本的なことではありますけれども、公務員は全体の

奉仕者であるということを自覚して、常に住民の皆さんの立場に立った対応を心がけることが大切だと思います。特に、文字通りですけども、目線を同じくして笑顔で傾聴することからスタートすることが大切だと考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そこで、一つだけ提案しておきます。実は、住民が相談をしたときに、何かどこを向いているか分からないというところも、よく話を聞くんです。というのは、やはり住民から相談があったときにも、難しい相談、その方の言ってることがなかなか理解できる状況ではないとき、このときには必ずメモをして、確認をしていくことが必要だと思うんですね。そうでないと、その方のおっしゃってることがなかなか理解できない場合も、私も多々あります。だから、具体的には何が言いたいのかをしっかりと取らまえていかないと、その方の御相談なり、その方のお話に向かっていくことはできないと私は思いますので、そこだけアドバイスをしておきたいと思います。

こうすれば、一発で頭のいい子とか、優しいとか、気がつく子になるわけではありませぬ。近年では、セクハラ・パワハラなどが取りざたされております。昔はよかった言葉遣いでも、近年では大変難しくなっております。

一時、声かけ事案というのがあり、私もその一人になった経験があります。議会広報の取材で、バス通学している生徒の取材でした。教育長の許可及び運転士さんと上級生に名刺を渡し、取材の意図を説明、納得して写真撮影もさせていただきました。翌日、私が声かけ事案として上がっていることが判明しました。このように、時世によりいろんな気配り、配慮、学校でいちいち取り上げないといけないというのは、残念な社会構成であるとしか言えませんが、これをどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。議員が申されるとおり、様々なことに配慮が必要な世の中になってきたと考えております。あわせて、間違いや失敗がなかなか許されない社会、スピードの速い社会となっており、このような時世が教職員の業務の多様化、それから、多量化につながっており、授業への悪影響や健康面に影響を与えております。

現在の学校は、社会の急激な変化に伴い、役割が拡大し、それによる業務量が増加しています。声かけ事案、いじめ問題の対応等の児童生徒や保護者対応にも多くの時間を費やしています。先ほども言いましたけども、本町では、たかなべ学校エンパワー事業の一環として、学校における働き方改革を推進しておりますが、単なる教職員の勤務時間の短縮ではなく、授業充実のための時間や子どもたちと向き合う時間を確保できる環境づくり、つまり、働きがい高める改革を目指して、様々な取組を推進しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど給食費に関して、法まで持ち出し、町で給食費を負担できない理由を町長は述べられました。給食費の問題ではなく、いかに子どもに平等な教育

環境を提供するのが一番の問題なんです。学校内での教育環境は、親とは関係なく、きちんと示していただきたいと思います。また、家庭の教育観というより、生活環境の乱れをなくし、2006年の文科省の「早寝早起き朝ごはん」のように、基本的な生活習慣をつくる親づくり、小さいときから夜更かしをさせず、余裕のある生活を習慣づけることこそが教育の基本方針としっかり位置づけることこそが重要であると考えますが、これは町長、教育長共にどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど登壇しても申しましたし、幾つかの御質問にも答えておりますが、教育というものは、住民の皆様にとって非常に重要であり、子育てにとっても重要でございますので、その長期的な展望の中で、できる限り子どもたちの健全な育成に沿うような改革を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 今、町長が答弁されたとおりなんですけれども、今の教育に関しましては、子どもたちの教育に関しましては、もう学校だけとか、親だけとかいう時代じゃなくて、それこそ社会総がかりで子どもに対応することが大切だと考えております。高鍋町の場合はコミュニティ・スクール制度がありますので、それを一つの核にできないかということ、そして、そういった教育のもろもろのことを、本町の教育基本方針の中にしっかり位置づけて対応してまいりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。厳しい財政状況にあっても、選択しながら人を育てるところに多く配分することが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おっしゃるとおりだと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） おっしゃるとおりであるということなら、給食費を無料化にさせていただきたいと、これは要望したいと思います。

親の視点が目移りしては、子どもが見えません。そのためにも、先生方の働き方改革はもちろん守りながら、きらりと目を輝かす子どもを育てる環境をつくることに専念できる環境を保障してほしいものです。先生方がいろんな報告書作成で、子どもに目が向かない環境をなくすことが一番大事だと考えます。子どもと触れ合い、笑いも悲しみも共有できる先生であってほしいと願っているのは、私だけではありません。先生になりたいと目を輝かせ言ってくれる子どもがたくさん生まれることをお願いして、1番目の質問は終了したいと思います。

次は、農業支援策についてお伺いします。

コロナ禍にあったここ2年の農家の経営実態はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。コロナ禍における農業経営の実態についてでございますが、2020年の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響によりまして、外食産業の需要が落ち込み、高級食材の価格低迷や野菜の価格下落がございました。

牛肉価格の大幅な下落につきましては、肉用牛肥育経営安定交付金、通称牛マルキンとございますけれども、セーフティーネットが発動されまして、多くの牛飼養農家に補填がされたところです。現在は、コロナ前までとは言いませんけれども、価格はある程度回復をしております。

野菜につきましても、緊急事態宣言による外食需要が減りまして、やはり価格の、平年の6割程度の価格となったという報道もございましたが、内食需要によりまして、現在のところは価格も安定をしております。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響であらゆる物価が高騰をしており、輸入に頼る家畜の飼料や肥料、燃油など、農業生産資材も深刻な問題となっております。多くの農家が負担は増えても市場価格に転嫁できない、回復が見通せず苦しい状況であると認識をしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。環境を考えた農業政策はどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。町の取組といたしましては、平成30年度に有機農業の推進を図るために高鍋・木城有機農業推進協議会を設立し、農業従事者を対象としました講演会や講習会を開催してまいりました。近年は新型コロナウイルスの影響もあり、なかなか開催ができていないのが現状でございますが、国が策定いたしました緑の食料システム戦略に基づきまして、国の方針、動向をしっかりと見据え、本年度におきましては有機農業実施計画を策定し、令和9年度までの取組を検討することとしております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。町長は再三にわたってSDGsとよく言われるんですが、そのための農業政策についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。よく言ってるかどうかはちょっと分かりませんが、お答えいたします。

第6次高鍋町総合計画後期基本計画高鍋みらい戦略におきまして、目指すべきまちの姿とSDGsの各ゴールとの関係を明記しております。農業政策の分野では、目指すべきまちの姿を「地域資源を生かした活気あふれるまちづくり」としまして、SDGsのゴール

が2番の「飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進すること」としております。先ほど課長が申し上げましたが、現在の燃油価格や肥料の高騰など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっておりますので、継続して農業を行うことができる環境を整えることが重要と考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。農薬や化学肥料が出てくるまでは、有機農業でした。国策により農薬・化学肥料によって農地は荒れ果てました。当時は、農薬によって農業者の体をむしばむ結果となり、ようやく毒性の強い農薬は廃止。化学肥料を作る際に排出される様々な危険物質のために、国も本格的に改善をしなければなりませんでした。

そこで、お伺いしたいんですが、現在の除草剤をはじめ、肥料などについての安全性は保たれているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農薬取締法におきましては、法に基づく登録を受けていない農薬を、農作物の病虫害または除草の駆除のために使用することを禁止していることから、農薬として使用することができない除草剤を農作物等の栽培、管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることになっております。

また、肥料につきましては、肥料の品質の確保等に関する法律によりまして、肥料の生産等に関する規制を行い、肥料の品質等を確保し、その公正な取引と安全な使用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することとしております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長は有機農法に期待をされているようなんですが、有機農法で栽培された食物の認定基準はどのようなものでしょうか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私は、高鍋町、狭い面積で、それほど大きな農業をしてないですが、農業、農産品のブランド化を進める上では、既存の農業の推進と同時に、有機農法という特殊な安全性を訴えることで、地域の農業がスポットを浴びて、ブランド化へ向かうと考えているところです。

有機農産物として出荷・販売をするためには、JAS規格による検査に合格する必要があります。JAS規格とは、国が制定しました日本農林規格のことで、品位・成分・性質など品質に関係する基準と生産方法に関する基準が定められております。有機JAS認証を取得するためには、播種・定植の2年以上前から許容農薬以外の農薬と化学肥料を使わずに栽培が行われた圃場であるか検査されることになります。このJAS規格を満たし、検査に合格しますと、有機農産物のあかしである有機JASマークをパッケージに表示し、販売を行うことができるようになります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 例えば、牛・豚・鳥などのふん尿で作られている肥料は、本当に安全だと言えるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。家畜のふん尿によります堆肥化の処理では、発酵によりまして通常60度以上の温度が1週間持続し、この処理により病原性微生物が検出されることはないと考えております。

しかしながら、近年、海外の飼料生産等において、日本では農薬登録のないホルモン型の除草剤が使用され、その薬剤が残留している輸入飼料を供与した家畜のふん尿に除草剤成分が残留し、これを原料とした堆肥の利用により、作物の生育障害が発生したと疑われる事例が全国各地で確認されております。

県内におきましても、生育障害が確認されておりますので、県においても生物検定の方法などを記したマニュアルを作成し、注意喚起がなされております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） やっぱり穀物をほとんど輸入してる状況の中で言えば、日本では許されない毒薬、まあ、いわゆるものであっても、やっぱそれを摂取するという、可能な状況にあるわけですよ。だから、そういう状況から考えたときには、本当に有機農法と違ってうたっていくのであれば、しっかりとした、そういったふん尿に関してもですね。しっかりとした検査をして行い、そして、宮崎県に対してきちんとその辺のところを認め……。きちんとしていただくようお願いをさせていただきたいと思います。

農業委員会会長は、この問題などに関してどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。先ほど農業政策課長が申しした内容も踏まえた上で、状況に応じた肥料を適切に使用しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 例えば、農地管理に関して、草刈りが面倒くさいからと除草剤を使うと、のり面などが壊れやすくなるのは、どのような理由なのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。のり面などの除草に関しましては、草刈りを行うことが重労働で、しかも危険であることから、除草剤を使用されることも少なくないと思います。

しかしながら、過度に除草剤を散布すること、また、不適正な濃度での散布などによりまして、雑草の根っこや地下茎で維持をされてきました土が維持できなくなり、のり面などが壊れやすくなるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） できるだけそのところも併せて、耕作されてる方への周知徹底を図っていただきたいとお願いしたいと思います。

耕作放棄地となるのを防ぐ理由は、何でしょう、手だてってどうか、理由はどういうことがあるんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会長。耕作放棄地となるのを防ぐ理由につきましては、雑草や病害虫が発生して周囲に影響を及ぼすことを防止することのほか、廃棄物の不法投棄等の場所になることを防ぐこと等があります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） あわせて、もう4つぐらい言いますね。

耕作放棄地をつくらない対策をどのようにされているのか。耕作放棄地となる理由については調査ができているのか。相続により受け継いだ農地管理についてはどのようにされているのか。これが耕作放棄地につながる事例が多いと聞いておりますので、そのところも併せてお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。耕作放棄地をつくらない対策の部分につきましてですが、農業政策課といたしましては、圃場整備事業による農地の大区画化や、基盤整備事業により排水対策等の農地整備を行い、あわせて、各地区の人・農地プランの作成を行い、地域の中心的な経営体を選定しまして、その経営体に農地を集積することで、荒廃農地の発生防止と解消が図れるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（杉 英樹君） 農業委員会事務局長。耕作放棄地となる理由について对您お答えさせていただきます。

農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員等によりまして、農地のパトロールを随時行っております。それとあわせて、農地相談員を事務局のほうに1名を雇用しておりますので、農地の巡回、農地に関する相談を行いまして、耕作放棄地の発生及び解消に努めております。

耕作放棄地となる理由につきましては、農業を営む方の高齢化、後継者がいない、そういう人的要因に加えまして、農地が狭く非効率であるなど、土地に関する問題等も大きいものと考えております。

続きまして、相続関係で受け継いだ農地の管理につきましてになりますけど、農業委員会の許可ということがなく、相続に関しては、権利の移動ができます。農地を相続される場合がありますが、その場合については、農地の権利取得に関しまして、農地法の中に届出をするよう規定をされております。届出の義務化をされておりますので、その届出がなされた場合には、農地をどのようにしたいという本人の希望を書く欄がありますので、あっせん等のこと等になります。その場合、その状況に応じまして対応をしているところでございます。

それから、相続人から相続した農地の売渡しとか、貸したいとか、そういう相談があり

ました場合にも、農業委員、それから、最適化推進委員と連携をしながら、農地の利用調整を推進していきたいと考えております。

それとあわせて、相続登記法等の改正が行われておりますので、それに伴いまして、相続されて名義が変わってないもの、そういうものにつきまして、義務化されておりますので、そういうことにより若干の、そういう部分についても改善がされていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私、ちょっと質問の要項の中にはちょっとなかったんですけど、今のお話を聞いて、法制化されてる以上、結局相続で農地を相続した場合、それは、例えば、お亡くなりになったときに相続者が発生しますよね。そのときには、ちゃんと町民生活課のほうから連絡が来るようになってるのか、本人からの申出になるのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

.....
午前11時36分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（杉 英樹君） 農業委員会事務局長。死亡された場合ということで、土地の所有者が町内の方には限っておりませんが、その場合については、役場内の連携の中で把握してる部分につきましては、大体死亡届の辺りにつきましては、葬祭場とか、そういうところの方がされますが、当然その後に、御家族の方、そういう方が届けに来られたときに、順次、町民生活課から税務課等、様々な手続の中で農業委員会のほうにも来ていただくような連絡はしております。

先ほど言われました法改正によってそういうものが変わりますので、農地に限らず、今後そういう形ということで、いろいろなものが絡んでくるとは考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 後継者がいなくなるちゅうのが大きな痛手なんですけれども、何らの対策もなければ放置されるだけとなると思うんですね。農地集約に関しての対策はどのようにしてきているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。先ほどの答弁で少し触れましたけれども、令和元年度より各地域の人・農地プランの実質化作業を進めてきております。現在、21地域の実質化プランを作成いたしまして、農業の大きな問題であります農家の高齢化

と担い手不足、耕作放棄地の増加という2つの課題を同時に解決できる効果的な取組として推進をしております。農用地の利用集積は、集積しようとする農地周辺の所有者や耕作者の理解が必要です。人・農地プランを活用し、地域単位で中心となる経営体を決め、統一した農用地の集積方針を共有する体制づくりを行っていくことが必要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 後継者もない中で農地を買うにも、高ければ手が出ませんし、大型機械も入らない農地では、借手及び買手もないと考えます。そのようなときの対策はあるのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。現在、事業を進めております老瀬地区の圃場整備事業を先進的なモデルとなるようにしっかりと取組を行いまして、町内の別の地区でも圃場整備事業を推進していくことができれば、議員が申されるような様々な問題が解決できるのではないかと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。内水対策として、町全体を見渡し、湧水対策として使える農地はどれぐらい存在するのか、また、どのような方法が一番適切と考えておられるのか、また、そのことは農地所有者との話し合いをされたことはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。全ての田んぼが遊水対策等をしてしまして活用できるかどうかは分かりませんが、例えばですが、筏地区や南町地区の塩田川沿いには多くの田んぼがございます。こちらの面積が約1万7,000平米あります。大雨のときはかなりの量が貯水できまして、地域の冠水被害などが抑えられているのではないかと思っています。

また、洪水対策の緊急性から、全国の農用地の遊水地化が計画されておりますが、食料供給力強化の観点から、遊水地内の農業経営の影響を考慮する必要があるとございます。地域の住民の生命、財産を守る安心、安全の確保と農地の確保の考え方がアンバランスな関係であるため、洪水対策の実現に当たっては、地域住民の合意形成が課題となります。

現在、事業を進めております老瀬地区の圃場整備事業につきましては、耕作者に説明を行いまして、田んぼダムにするための堰板を設置することに理解を得ておりますが、そのほかの地区につきましては、農地の遊水地化についての議論は、今のところ行っておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。農地保全のための施策はあるのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農業従事者の減少や高齢化によりまして、地域の協働活動によって支えられている農業・農村の国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、町と密接な関係にある土地改良区と連携しまして、農地や農業用施設等を含めた地域の環境保全活動を行う多面的機能支払交付金事業に取り組み、地域協働による水路の泥上げや農道の路面維持等の基礎的保全活動に加え、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る協働活動や、施設の長寿命化のための活動を支えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。水利問題というのは、農家にとって死活問題です。家庭排水が入り込めば、合併浄化槽管理であっても、水利に関しては問題があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。各水利組合に確認を行っておりませんが、農業用水路に家庭排水が入り込んでいるかどうかの状況につきましては、確認はできておりません。土地改良区に確認をしましたところ、農業用排水路への放流は認めているとのことでした。ちなみに、宮崎県浄化槽指導要領では、放流先の基準としまして、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこととされております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 合併浄化槽についても、管理を個人的に行われていないというところも何件かあるようでございます。そういうことから考えたときに、やはりこの問題については放置せずに、町民生活課、また、合併浄化槽を管理している下水道ですかね、のほうともよく協議をしていただいて、できるだけ自分できちっと管理していただけるような状況というのを作り出していただけたらと思っております。

町内を見渡していけば、水利関係を管轄されている水利組合では、未加入農地に関しての指導というのは、どのようになされきてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。水利組合は、あくまで受益地内の農業用施設等の管理を行う組織であるため、加入指導を行うことはございません。農地が存在する水利組合の地域において、その水利組合が管理する用水路や排水路といった水利施設を使用して耕作を行いたいとお考えの場合には、水利組合に加入をいただくことになります。以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、以前は、用水路であった箇所について、用途廃止されないまま水利組合が管轄するようになってる箇所の延長はどれぐらいあるのかどうかお伺

いします。また、管理運営に関しての町の基準及び管理方法は明確化されているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。用途廃止がされないまま水利組合が管理を行っているところはないと考えておりますが、もし管理がはっきりとしない水路等がある場合には、土地改良区や水利組合をはじめとした関係機関と随時協議を行いまして、整理をしていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 道具小路辺りでちょっと残っているとこもあるようですので、調査をお願いしたいと思います。

水利に関しては、高鍋町全体はきちんとできているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。渇水などの場合を除けば、水は足りているものと考えております。渇水時は、通常の使用方法では水不足となりますことから、地区を区分して順番に配水を行い、また、圃場ごとに日時を決めて配水をするなどの運用を行うこととしております。

なお、渇水による調整を行った実績につきましては、最後が、平成23年が最後というふうになっております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 水利に関しては、木城町などと連携をしていかなければ確保はできないと考えておるんですけども、連携はできているのかということ、また、水路関係については、毎年土を上げたり、草刈りをしたりしなければなりません、どのような支援策を行っているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。木城町との連携についてでございますが、木城町からの用水路につきましては、広谷用水路と竹鳩用水路の2か所がございます。それぞれの水利施設の点検には、小丸川土地改良区や水利組合、木城町産業振興課が参加をしまして、合同で実施をしております。日頃から連携は取れているものと考えております。

次に、水路の維持管理の支援についてでございますが、これにつきましては、地域で協働で行う多面的機能を支える活動などに助成されます多面的機能支払交付金事業に取り組みまして、水路や農道等の農業生産基盤の維持管理ができているものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町全体からして、水利に関して不足する箇所と、水利組合に加入していかなければ、どのような不都合があるのか、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。不足している箇所はないものと考えておりますが、現在、水利を個人で確保されている農地もあることから、新たに水路の布設要望等がもしあれば、今までの経緯などを考慮しまして、関係機関と協議して、できるかどうかの検討をしていきたいというふうに考えております。

また、水利組合に未加入の方は、用水路から水を取水することができませんので、水源の確保として、例えば、井戸を掘り、ポンプなどの設備を設置することになると思います。井戸を掘る費用や機械を設置する費用、維持管理費用についても個人で負担しなければならないため、未加入者はかなりの負担を強いられることになるのではないかと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私は、これまで教育環境をどう捉えているのか、どうすれば子どもが未来に羽ばたく翼がつけられるのかなど、教育環境や家庭教育環境がどうあるべきかなどを含めて質問を展開してまいりました。また、働き方改革により、先生の時間外勤務に対しても厳しい選択を強いられています。生徒の授業をしていないほうが、生徒の状況把握なしに部活を指導するのは大変だと思います。

一方、小さい頃から英才教育をして、スポーツ環境をつくり、オリンピックやスポーツ専門者に育成しようとしている団体からは、これをビッグチャンスと捉えている方々、人々も一方ではあるようです。

今年、甲子園に高鍋出身者が2名いたそうです。たった2校ずつしかない高鍋で、何とかできなかったものかと考えます。それぞれに特徴を持った個性あふれる子どもたちがいっぱいいます。その能力をいち早く読み取り、将来の道筋をつけてくれる人は、先生が一番のお手本だと思います。子育ては、家庭と学校教育が一体にならないとできないことです。そこをおろそかにせず、町の政策で何とかしていただきたいと考えます。

また、私は、この食育の問題を高鍋町健康づくり食育推進計画、取り上げてまいりました。これが具現化し、そして、高鍋町の子どもたち、お腹に妊娠したときから、本当に父親と母親、そして、いろんな形で独り親になった人からもしっかりと子育てができる環境を、私は構築していただける町であり続けてほしいと思います。子どもたちは親を選んで、そして、自治体を選んで生まれてくることはできません。だからこそ未来ある子どもたちを守っていける自治体がしっかりしていかなければ私たちはならないと思っております。町長は、その先陣を切った人です。私たち議員としては、皆さんの意見をしっかりと取り上げ、そして、住みやすいまち、そして、子どもが安心して教育できる環境をつくっていくための整備をしていただくための要求をしていかなければならないと思っております。何を選択していくのかということは、町長にあります。しかし、私は、その選択するそのポイントに議員が大きく関与できるのではないかと考えております。ぜひ給食費の無料化を図りながら、子育てが本当にできる、そして、教育環境が整った状況をつくれる高鍋町であってほしいと願いを込めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。再開を1時5分から再開といたします。

午前11時51分休憩

午後1時05分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、2番、永友良和議員の質問を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 傍聴席の皆さん、こんにちは。昼からもありがとうございます。

心配しました台風11号も、今朝私も心配になって近所のハウス農家さん、最近もうビニールをみんな張り替えられていたところばかりだったので気になってみて回ったり、遠いところの農家さん、ハウスのおばさんにも電話して状況を聞いたりするなどしましたが、大きな被害もなく、無事通過して過ぎてくれたことにほっとしております。

それでは、通告に従いまして、大きく2項目について一般質問をさせていただきます。

1件目は肥料コスト上昇に対する国の新支援金制度について及びこれは最近発表されたんですが、農業新聞で、県の緊急対策支援事業についてであります。

本町も先の6月議会において、肥料や燃油に対しての補助金を組んでいただきました。農家の皆さんにとっても大変ありがたいことだと思っております。

そして、日ごろより町長は農家の方が元気でないと町は活性化しないとと言われておりますが、これはよく口にされてくださっております。言っていないことはないと言わないでほしいと思います。が、肥料や燃油等の高騰を町長はどのように捉え、どう考えておられるのか伺いいたします。

2件目は、人口減少と少子化問題についてであります。なお、1件目の肥料コスト上昇に対する国の新支援金制度についての①上昇前との比較についてから⑦までと2件目の人口減少と少子化問題についての①の現在の本町の人口から⑧までは発言者席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になる。これは私のまちづくりの理念でございまして、常日ごろから申しております。

お答えいたします。肥料及び燃油価格の高騰につきましては、農家の皆様方におかれましては、大変大きな負担となり苦慮されていることと存じます。国や県においてもこの問題を大きく取り上げ、補助金等の対策が講じられていることは議員も御存じのことかと思っております。私といたしましては、早急に肥料の原料を国が安定的に確保していただき、価格が下がること、また、燃油価格が以前の価格に早く戻り、安心して農産物の生産ができる環境となること。また、資材の高騰も続いておりますので、野菜の価格にこのような経費

が添加される仕組みが早く構築されることを望んでいるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。

国の新支援金制度や県の緊急対策支援事業につきましては、各自治体に今どの程度降りてきているのか分かりませんが、分かる範囲で答弁をお願いしたいと考えております。

まず、最初の上昇前との比較についてですが、これは私のほうで皆さんにちょっと簡単に御説明をしたいと思います。執行部の皆様方と議員の皆様、それと傍聴席の皆様にも配付しております資料を御覧ください。2枚ありますが、肥料のほうです。商品名がBMバイオプラスと書いてある、これ肥料なんですけど、これ化学肥料でして、成分が大変いい肥料でございまして、これが昨年6月までは20キロの単価が税込みで2,070円でありました。それ見てもらうとわかりますように、昨年の7月、12月に2回値上げになっております。昨年の12月では2,070円だったものが、2,930円。およそ900円値上がりしております。最初の7月は大体300円から400円ほかの肥料も農協さんが取り扱っているのもそのくらいの値上げでした。300円ぐらいだったら何とかなるわなと、農家の皆さんもそんなに深く考えていなかったんですが、みるみるうちに値上げ、値上げが続きます。昨年2回、そして今年に入りまして4月に3回目、そして7月ですね、に4回目の値上げとなっております。4回目の値上げでこの肥料に関しましては約4,000円ということで、本当に倍近い値段になっているということですね。これを見てもらうと本当に農家さんたちの苦労が分かるんじゃないかと思えます。

それと、これは町内の業者さんなんですけど、肥料を取り扱っています業者さんなんですけど、これ有機肥料なんですけど、同じ20キロでのぞみという名前なんですけど、いい名前なんですけど、肥料の名前が。2,200円ぐらいでした、税込みで。これを町内の事業者さんは農家さんたちのために今年6月までずっと値上げせずに頑張ってきたんですけど、そののぞみも儂く、ついに3,100円、900円この有機肥料も値上がりしてしまいました。そしてその業者さんに聞くと、原料が海外であるために、これからの生産量を確保していくことはちょっとなかなか不安なところもあるということをおっしゃってました。そういうことでこういうふうには上昇前との比較ということですね。皆さん方にもぜひ分かってほしいと思いますが、この上昇について、倍近い、町長もう一度お伺いしますが、この今の価格表見られてどう思われたか一言お願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今の永友議員の御説明をお聞きして、急激な上昇があり、これは農家の皆さんにとっては価格と連動していない部分、大変な負担になっているというふうな考えております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。この価格が上がったからといって、じゃあキャベツや白菜やあるいはほかの農作物ですね、園芸農家さんの作物、ピーマン、きゅう

うり、いろいろありますが、これが価格が上がるかという逆で、今は現在キャベツとかも価格が低迷している状態で、最近市場の方が見えて、宮崎の、今だったら本当はキャベツは8玉入った箱で1,000円から2,000円の間で1,500円はしないといけないという。キャベツは今ないんですよね、全国的に。高冷地しかありません。群馬の孺恋とか九州でいえば阿蘇ぐらいしかキャベツを収穫できない時期ですので。それが今は500円から700円で推移しているということで、心配されておりました。私たちが出荷する10月末から11月ごろはどうなるんだろうと、価格が。ものすごく不安で今農家さんたちもそういう状況で今植付作業をしている状況でございます。

そういう中で、2つ目ですが、この上昇した分ですね、例えば2,000円上昇した、900円上昇したその7割を国は補填するというふうに何回も新聞等で報道しておりますが、この比較の対象は7割上がったいつからの分と比較するのか。そこ辺についてはどういふような通達が来ているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） まず、支援の内容といたしましては、化学肥料の低減を行った上で前年度から増加した肥料費についてその7割が支援金として交付されます。比較についてですけれども、昨年度の肥料代金の実績と比較するのではなく、統計データを基に国が決定をしました価格上昇率を今年度で使用しました肥料費に割り戻す形で算定を行うということになります。本年度に使用しました肥料の購入実績が分かれば支援金が算定できることとなっております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。私は昨年の大体6月までは価格が上がらなくて、それから全国的に上がっているの、そこからの比較かなと考えておりましたので今お伺いしたところであります。

次に、化学肥料、この低減ですね。低減をした農家が対象となっております。化学肥料を減らすということですね。これは国が推進しておりますみどりの食料システム戦略対策事業、この有機肥料を使っていきましょうというこの対策事業との絡みもあるんじゃないかと私は思っておりますが、この化学肥料を低減して、どれだけ低減しているのかという把握は、例えば本町としては農家さんたくさんありますが、どういうふうにこれやっっていくのか、把握の仕方。これについてはどうでしょう。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 化学肥料低減の把握につきましては、取組実施者が行います実績報告にて確認をすることになります。令和6年に2か年分の化学肥料低減の取組結果を県農業再生協議会に報告を行いまして、これらの報告が正しく行われているかどうかを取組実施者の5%程度を抽出しまして、現地確認調査が行われる予定です。取組予定者は取組内容が分かる書類をその間保管をしていく必要がございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番(永友 良和君) そしたら、やっぱり農家さんたちは化学肥料を、例えば面積が5町あったとします、5ヘクタール。例えば1ヘクタール分は化学肥料使いましたと。そういう量を何俵使いました、キロ数にすると何キロ、何トンというふうなのを出していくということでもいいんですかね、そういうふうに捉えて。はい、分かりました。それが、支援の対象期間はどうなっているのかお伺いします。

○議長(緒方 直樹) 農業政策課長。

○農業政策課長(濱本 明俊君) 支援の対象期間につきましては、令和4年6月から令和5年5月に注文したものが対象になります。期間を把握するために注文時期の分かる書類として注文票や領収書、請求書等の提出が求められます。

○議長(緒方 直樹) 2番、永友良和議員。

○2番(永友 良和君) そしたら、もう既にもう取っておられる農家さんたちたくさんいますよね。今年の6月から肥料も。そういうところはちゃんとそういうのを取っておきなさいという、各農家さんたちに対する周知的なものは慌ててまた後になって遑って取るというのが大変になってくると思うんですよね。またばたばたしなくちゃいけませんので。そういうところの周知は町として考えておられるのかお伺いします。

○議長(緒方 直樹) 農業政策課長。

○農業政策課長(濱本 明俊君) 周知につきましてはですけども、この説明会のほうが先日行われておりますので、6月の時点からというのがまだ周知は行っておりませんが、ここについては既にホームページのほうでは手続き等の案内をしているところでございます。以上です。

○議長(緒方 直樹) 2番、永友良和議員。

○2番(永友 良和君) 農家さんたち、ホームページとかあんまりちょっと得意じゃないんで、できれば分かりやすい方法で、急がなくてもいいと思います、来年の5月までということなので、そういう周知を早めにしてもらえればと思います。

それと、この手続きですね。申請とかの手順については、どういうふうに。各自治体に任せられているのか、その辺をお聞きしたいんですが。なぜかという、実は前2008年度に肥料高騰のときの手続きが大変煩雑だったため、支給が遅れたり中には農家さんたちもいっぱいそういうのを集めるのに資料を、もういいわということで申請しなかった農家さんたちもおられると聞いておりました。ということで、できれば簡素化した手続きであればいいなと思いますが、その辺りはどうでしょうか。各自治体に任せられているのかどうか。あるいはどういう手続きなのか。お願いします。

○議長(緒方 直樹) 農業政策課長。

○農業政策課長(濱本 明俊君) 手続きの手順につきましては、農協や肥料の販売業者、その他農業者の組織する5戸以上の農業者で構成されたグループを作りまして、グループが取組実施者となって参加農業者の低減計画書と肥料代金の領収書等を取りまとめて農業再生協議会にその計画書の申請を行うという手順になっていきます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 5人ぐらいでグループを作るといふことなんですかね。そのグループからはみ出る人とかがいた場合はそういうことないんですかね。5人以上とかでもよかったら入れますけど、5人ずつ作れと言ったらなかなかちょっと難しいところがあるんじゃないかなと思いますけど、その辺りは町としてはそうなったときどういう考えがあるのか。もしあれば伺いたしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） ほとんどの方は農協や肥料の販売業者のほうのグループに入られると思うんですけど、そちらのほうで計画書を作成していただければあふれることはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。

そしたら、次6番目になりますが、この国からの肥料代に対する補助金、これの支給の時期はいつごろからなるのか分かれば伺いたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 支給開始の時期につきましては、令和4年秋用肥料分が10月ごろの申請で12月ごろから支給されると。令和5年春用肥料分につきましては、令和5年2月ごろに申請いただきまして3月以降に支給されるということになっております。また詳しい情報が分かりましたら、町ホームページ上でもお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。ありがとうございます。年内にももしあれやったら支給がされるということで、農家の人たちにとっては年末に支払いが多い時期に助かると考えております。

次が7番目になりますが、実はこれ最近なんですけど、先月の8月18日付けの日本農業新聞に掲載されていましたが、県がハウスに関するビニルやポリ、あるいはマルチ、サイレージ用ラップ等の被覆資材の価格上昇に2分の1相当の補助をとということが書いてありました。これは6月県議会で補正予算8億5,283万円を3割以上の上昇を見込んで高騰対策に充てると、県が。ということで書かれておりましたが、実際これ1つお聞きしたいのは、マルチと書いてあったんですが、これ分解マルチですよ、町も補助してくれている。これも含まれるのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 生分解マルチが含まれるかどうかでよろしいですか。生

分解マルチも対象としておりますけれども、通常のマルチと同等に扱うということでございますので、費用に関しては生分解マルチのほうが高いので若干補助率が下がるような形に最終的にはなってしまうかなと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今生分解マルチについても伺いました。マルチと書いてあったものですから、普通のポリマルチが主体だということで、生分解マルチも入るけど、ということですね。

それで、もう1つ皆さんに資料をお渡ししておりますが、これ生分解マルチの価格表です。生分解マルチ0.016ミリ、これマルチの薄さですね。この95というのは幅です。95センチで長さが400メートル。それと、同じく95センチ幅の600メートル。大体この辺りを使用している人たちが主だと思っております。これも今年の7,800円、長さによって違います。400メートル巻きは7,800円だったのが今年はまだ9,100円。長さで600メートル、200メートル長いマルチが1万1,700円が1万3,550円というふうに分解マルチ等も値上がりをしてきております。これも資料として皆さんに知ってほしくて提示しております。

そこで、この県のこの補助事業なんですけど、この事業の説明をできれば分かる範囲で今どれだけ県から降りてきているのかがちょっと分かりませんが、課長説明してもらってもよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） この事業の説明ですけれども、まず県の被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業という名称でございます。補助の対象が資材販売業者となります。補助の対象経費につきましては、作物の生産に必要な農業用資材購入にかかる生産者の負担軽減を目的に販売額を減額することに要した経費となります。農業用資材はハウス被覆資材、先ほど言いましたマルチ資材とサイレージ用のラップ等となっております。

先ほども御説明申し上げましたけれども、生分解マルチも対象となっておりますが、園芸用マルチとして一律の単価、1アール当たり180円を適用しますので、高額な資材は価格上昇分の2分の1以下になるということでございます。補助の対象となる資材は令和4年6月15日から令和5年2月28日までに納品、または請求のあった資材で令和5年3月31日までに使用するものとなります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の課長の説明では、この対象、補助されるのは業者さんと、ほとんどが、ということで、業者さんがその価格を引いた値段で農家さんに販売するというときに、そういうことでよくわかったんですが、この事業の参加申請書とかいうのが新聞にちょろっと書いてあったんですが、この農家の手続きの中でそういう申請書を事業者さ

ん、購入した、そういうところに提出しなきゃいけないのか。また、この参加申請書はどこが用意するのか。その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 事業参加申請書の件ですけれども、農家の手続きについてですけれども、資材販売業者は農業者に資材を販売する際に事業参加申請書を農業者とともに作成すること、というふうになっております。作成されました事業参加申請書を資材販売業者が補助金請求時に県へ提出するという形になります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） よく分かりました、今の説明で。

それでは、これ日本農業新聞でしたので、多分全部の農家さんたちがこの国の支援のようによっちゅう新聞に載っておりませんので知らないと思うんですね。知らない人多いと思うんですね。これは農家さんたちにどういうふうにこれから周知していくのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 支援の対象となる農家さんへの周知ということでございますけれども、補助対象であります資材販売業者に対しては7月20日に行われた県の事業説明会において周知がされております。農業者に対しましては県のホームページにて事業の周知を行っているということでございます。

また、町のほうでもホームページには掲載を行っておるんですけれども、なかなか議員も先ほど申されたように、ホームページを見ているかどうかというのはちょっと確認できませんので、今後何か事あるごとにはこの部分周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ぜひお願いします。先ほど申しましたように若い農家さんは今パソコンを使ったりはしていますが、私みたいに年取るとパソコンを持っていない、まず。見る前に持っていない農家さんたちがたくさんおりますので、周知のほうを分かりやすくよろしくお願いいたします。これだけ今申し述べたようにいろんなもの高騰すると、本当県や自治体だけではなかなか対応できないと私考えております。そういう中で本町では6月に900万円組んでいただきまして補助金を出していただきました。国や県の支援に期待しまして、また、町単独の分解マルチの補助もこれも併せてまた継続していただくことを強く要望してこの質問は終わりたいと思います。

次に、大きな2番目、人口減少と少子化問題について質問したいと思いますが、まず現在の本町の人口は今何人ぐらいになっているのか。できれば5年前とか10年前と比べて答弁していただくとありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 本町の人口についてでございますが、直近の8月1日現在の住民基本台帳人口は1万9,781人。5年前の平成29年8月1日現在、2万793人。10年前の平成24年8月1日現在が2万1,434人となっております。10年前と現在と比較すると1,653人減少となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 1,653人、10年間で減少しているということだと思います。これはもう全国、高鍋町だけに限らず全国的にそうなんじゃないかなと思って。ちょっと調べてみましたが、今年1月1日の国の人口動態調査によりますと全国でも72万人減少していると。特に今まで減少がなかった東京圏、東京、神奈川、千葉、埼玉、この辺り東京圏と呼びますが、そこでもどこも初のマイナスということになっております。47都道府県のうち増えているのは、先ほど中村議員の質問の中にもちょっと出ましたが沖縄だけということで、沖縄が何人増えているかという186人だそうです。ここだけ全国で増えている県だそうです。本県は9,059人減だったと。この前もテレビとかでも報道されてましたね。今、人口が本県は107万8,300人ということで、九州での人口減少率というんだそうですが、この高さからいくと本県は全国で25番目、ちょうど真ん中辺じゃないかなと思っております。九州では長崎の1.20、大分の0.93に次いで0.83で九州では3番目に人口の減少率が高いというふうに言われております。

そこで、本町の年齢別の人口が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 本町の年齢別人口についてお答えいたします。

同じく8月1日現在の住民基本台帳人口でゼロ歳から10歳1,712人、11歳から20歳1,884人、21歳から30歳1,624人、31歳から40歳1,940人、41歳から50歳2,656人、51歳から60歳2,274人、61歳から70歳2,779人、71歳から80歳2,946人、81歳から90歳1,563人、91歳以上403人でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。詳しく説明していただきました。大変ありがとうございます。やっぱりこれ見ると、71歳から80歳が2,946人、約3,000人近いということで、1番この年代の人口が本町も多いということが分かると思います。

ただ、もう40からずっともう2,000人台になっておりますので、若い人がやっぱりだんだん少なくなっているということが今の課長の答弁からも40代までが少ないと。1,000人台ですもん、全部。ということで、40から超えると全部2,000人台になっているということで、だんだんだんだん年を取ってきている人たちが増えているという

ことが分かると思います。

そこで、本町の20代から39歳までは1,940人ぐらいと今、答えがありました、その男女別の人口がもし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 本町の20歳から39歳までの男女の人口についてですが、同じく8月1日現在です。男1,779人、女1,726人、合計3,505人となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 男性のほうがすこし人数的には多いということなんですが、なぜこの年代の人口を聞いたかと言いますと、前にも1回この質問はしたと思います。覚えている執行部の皆さんもおられるかなと思いますが、野中課長さつきからずっと私のほう見ていますので、あああのときの質問かなと思いだしているのかなと思いますが、これ生産年齢人口の中でも出生率に出生者数に大きく関わる年代の皆さんだと私は思っておりますので、この年代にはこれからも担当課としても注視していく必要があるんじゃないかと私は考えております。

そこで、県全体としての出生率と本町の出生率はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 御質問の出生率は合計特殊出生率ということで答弁させていただきます。令和3年の宮崎県の合計特殊出生率は1.64で全国第3位、全国平均が1.30となっております。令和2年が1.65で全国第2位でしたので全国平均より高い水準でありましたけれども、順位と指標は下がっています。

なお、市町村ごとの合計特殊出生率については算定されていないため把握していません。合計特殊出生率というのは15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、いわゆる1人の女性が一生のうちに生む子供の平均人数ということを指しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。実はこれ古いんですけど、10年前ですけど、県は1.67だったので、ちょっと宮崎県としても減っているということでこのときも県第3位でした、このときは。確か沖縄、島根に次いで第3位だったと思っておりますが、現在は先ほど3位と課長から答弁がありました。現在は沖縄、鹿児島に次いで第3位ということになっております。南九州は成績がいいんだなど、これから見ると。出生率は高いんだなどと思います。国はこのときに、10年前に平均を平成35年ですから来年には2.1にしたいというふうに国は言っていたんですよ。ところがもう真逆ですね、今。大幅減です。これは本当ものすごい問題だなどと考えております。

それでは、本町での年間の新生児の数はどれくらいなのか、できれば直近5年ぐらいを

振り返って答弁してもらおうとありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 過去5年間の年度別出生数について住民基本台帳人口から拾い上げた人数でお答えいたします。

平成29年度出生163人、平成30年度142人、令和元年度158人、令和2年度137人、令和3年度143人、本年度は4月から7月までで37人となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の答弁ありがとうございます。今年度はもう上半期過ぎていきますよね。37だったらだいぶ少なくなるというふうな感じでしょうか。どうでしょうか、そこは。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 4月から7月なので4か月分ですので、単純にいけばこれの3倍ということですね。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） すみません、失礼しました。私が聞き間違えておりました。1月から7月までと言ったと思ったので、えらい少ないなと思ってちょっと今質問したところでした。分かりました。大体140人から150人で推移しているということで、これは町として年間にこれぐらいは新生児が生まれてほしいなという目標みたいなものがあるのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 令和2年に策定しております第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらのほうにおきまして、令和6年度時点の目標値を140人と設定しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 令和6年度ですからあと2年ですね。大体140ぐらいでは推移しているので、このままいけば目標には達成する可能性はあると思いますが、そこ辺はまた注視して行ってほしいなと思っております。2日前の宮日に1月から6月まで上半期全国38万人台です。新しく生まれてくる子供たちが、できた子供たちが。ということは、このままいくと80万人を切ると。初の80万人を切ることが書いてありました。この原因の1つはやっぱりコロナ禍における夫婦間の妊娠を避ける夫婦が増えてきているんじゃないかというふうに書いてありましたが。そういうこともコロナ禍も十分含んでいると考えております。

そこで、現在中学校までの医療費等の無償化等も含め、先ほど中村議員も給食の無償化を言われましたが、子育て支援として町が取り組んでいることはどういうことがあるのか

お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 子育て支援としての取組についてでございますが、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育や子育て支援として保育所や認定こども園、放課後児童クラブなど子供の年齢や親の就労状況に応じた保育サービスを提供しております。また、子ども医療費助成制度では、子育て世帯の経済的負担軽減と児童の健全な発育の促進のため、本町では中学生まで無償化を拡充しております。それ以外にも妊娠、出産、育児期の切れ目のない相談サポート体制として、令和3年3月に設置した母子健康包括支援センター「オヤトコ」との連携や家庭におけるあらゆる相談の総合窓口であります子ども家庭支援センターみらいとの連携など、子育てに関する悩みや不安に寄り添う相談支援体制の充実を図ってきたところでございます。

また、本年度より事業開始したまちなかコラボは登校拒否や引きこもり、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等、困り感のある子供たちが様々な体験活動を通じて自己肯定感を育み、安心して過ごせる新たな居場所づくりの一環として事業を立ち上げております。

このように本町では、子供と家庭に関わるさまざまな機関との連携を図りながら必要な子育て支援を展開していく取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 数々の取組に本当に感謝しております。

そしてもう1個、これも新聞に書いてあったんですが、だいぶ前なんですけど、出産一時金ですよ、42万円。これ全国一律だと思いますが、来年度には増額になると言われておりましたが、これは確定なのか。そしてまたそれは分かればどれぐらいの増額になるのか。都会では42万円で出産費用が足りないそうです、実際。高鍋町辺りではこれで足りるというふうに私は考えておりますが、その辺りを答弁をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 出産育児一時金の増額についてでございますが、6月に国のほうで閣議決定をされました骨太の方針2022では、妊娠出産支援としての出産育児一時金の増額をはじめとした経済的負担の軽減について議論を進めるとの方針が明示はされております。ですけれども、現時点で増額されるという情報の提供は今のところございません。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ということはまだ確定ではないということで捉えていいんですかね。できれば増額で早く確定してほしいということは私は国に願っております。

最後に、今後の取組についてですが、先ほど中村議員からも給食費の無償化、そういうのもありましたが、今後新たに、もう新たな取組も今年度もやっておりますが、新

しくまた取り組みたいということがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 今後の新たな取組についてでございますが、子育て家庭を取り巻く環境にはさまざまな課題がある中で、子育ての不安や困りごとに関して必要な支援を受けることができること。また、各種サービスや制度の狭間にある児童や家庭が取り残されないための取組が重要と考えております。安心して子供を生み育てられる環境づくりを推進するためには先ほど申しあげましたオヤトコ、みらい、まちなかコラボをはじめとする子育て、教育、保育、医療など子育てに携わる各分野それぞれの機関がその機能と役割を十分に発揮し、連携を図りながら地域全体で子育てを支援する仕組みを構築してまいりたいと考えております。今年度から重層的支援体制整備事業の移行準備に取り組んでおりますので、その中で体制強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。

それでは、これちょっと参考までですが、真似する必要はないと思いますが、もう担当課の課長なんかも御存じだと思いますが、例えば木城町では出産祝い金として第二子が10万円、第三子が20万円、現金で。都農町はやっぱり出産祝い金として第二子が10万円、第三子が15万円なんですが、都農町はこの申請のときに第二子の10万円は生まれたときに5万円、そして小学校に入学するときにあとの5万円、それと第三子のときは新生児に10万円、小学校入学時に5万円渡すというふうにずっと残ってもらおうと、町に。ということで、これ定住化にもつながっていると思いますので、また地域政策課長もこの辺も参考にしてもらおうといいかなと。参考までに。

それと私たち岡山県の笠岡市というところに視察に行ったんですが、そのときに聞いたのが、調査したのが、子育てでですが、新婚家庭、2人の合計が70歳超えたらだめなんです、新婚家庭で。35歳、35歳はセーフです。セーフなんです、その家庭には、月1万円の市内で使える商品券、これを2年間にわたって毎月配布しているということで、聞いたらものすごく子育てに役立っているということをおっしゃっていただきました。これは参考までにお知らせしておきます。

最後になりますが、人口減少につながる少子化問題はコロナと同じで、私は本当に国の非常事態だと考えております。子供たちが減ることで将来の働き手が減るということで、そうなるとうどうなると思うか。町長、少子化問題等も全部含めて町長どういうふうに思われているか。働き手が少なくなるということで今後どうなると考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 職員の皆さんが用意した答えはあるんですけど、この点は少し長くなって話、いいですか。歴史と文教の城下町の再生という今ビジョンを私が掲げていま

すけど、この根底にある部分は、実はこころの未来研究所、広井良典教授、京都大学の教授でおられますけど、その辺の書籍をずっと数年読み続けて出したビジョンなんですけど。歴史と文教の城下町の再生というのは。その根底にあるのは、人口問題というのが実は大きくあります。話はいいですか、3、4分で終わらせようと思いますけど。要するに江戸時代、特に3,000万から3,300万人で定常化していたんですね、日本の人口というのは。天保の改革から明治維新1868年までの200年間、大体3,000万人です。それで明治維新から2004年、136年間で一挙4倍増えているんです日本は、富国強兵、経済大国を目指せということで。こんな一挙に人口が4倍も増えた国っていうのは世界中どこもないということが大事です。イギリスもイタリアもフランスも大体6,000万人ぐらいです。これ大体ヨーロッパ定常化しているんです。イギリスとイタリアは日本より面積小さいです。フランスは1.5倍で6,500万人です。ドイツは日本と同じ面積で8,500万人です。日本の人口は今2060年で国連の発表では9,000万人に減るだろうと言われていています。もちろんいろんな雑誌では6,000万人、7,000万人に減るだろうといわれている本もあります。それで、いろんな対策を練って9,000万人ぐらい、あと40年後になるだろうという予測がされているということなんですね。

この人口面積とほかの、特に先進国を調べたときに、日本は特に国土の面積のほとんどが山林です。平地が少ないんですね。その中で、1億2,000万人ぐらいが今住んでいると思うんです。これが9,000万人に減ったとき、プラスに考えたらゆとりとかあるいは住みやすさとか、それがもう一度取り戻せるんじゃないかという発想が実は出てくるということです。

例えば、日本が人口が減ったとしても、特に3,000万人ぐらいだった明治維新のときに来た諸外国の人々、特にハリスとか。日本人ほど幸せな民族はないという表現をして外国に伝えていたんです。鎖国していた状況であります。農業国ではありましたけれども。これが今、日本はGDPは3位です。しかも、1億2,000万人の国ですけど、幸福度は2020年上がって54位です。幸福度第1位のフィンランドは人口500万人です。GDPはもう多分四十何位です。それから、2位のデンマーク、これも500万人規模です、人口。それで、GDPはこれも低いですね。それから、今年はスイスと入れ替わって幸福度3位の国がアイスランドになりました。アイスランドは人口は30万人です。160何位ですよ、GDPは。でも幸福度は高いということなんですね。幸福度っていうのはすごい社会保障とかさまざまな制度が組み込まれた国になっているということなんですね。だから、日本が今人口減少というものを、私は増やすことということに捉われるのではなくて、人口が減るということを前提にした上で、幸福度の高い国にするということが大事ではないかという発想が大事だということですね。歴史と文教の城下町の再生、先ほど江戸時代に来た外国の人が日本を幸福だと思ったというとき、高鍋藩は、これ個人的なあれですけど、江戸時代末期、小藩なれど最も豊かで栄えていたんです。江戸から明治にかけて、さまざまな人材を輩出した国だったと、町であったということをもう一度見直す

よと。私は実は歴史と文教の城下町の再生というのは、もう一度あの豊かさというものが再現できるというビジョンを持つことが大事だというふうに思っているところです。

1つは、今国が新しい資本主義、あるいはデジタル田園都市というのを言い始めているということが非常に大きなポイントだというふうに思っているところです。ビジョンというのは30年後、50年後という長期的な展望ですけれども、そういうふうな視野を入れながら高鍋町というものが人口減少社会の中でどうやって豊かな、幸せな町になるか。このことがとても重要ではないかということに捉えています。もちろん、目の前の人口減少に対してはさまざまな方策というのものもあるとは思いますが。

それで、職員の皆さんが考えた短期的な取組の部分ですね。ビジョンを控えながらも、ということをお伝えします。まず、少子化の影響についてでございますが、少子化の進行は人口、特に生産年齢人口の減少と高齢化を通じて労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域社会への担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービス水準の低下など社会、経済への影響は大きいものと考えております。

次に、人口減少に対する取組につきましては、令和2年度に策定した第二期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、高鍋町人口ビジョンの目標達成を目指して、人口減少問題に対応しながら地方創生をなし遂げるため、1番目、仕事を創る、働くことへの希望を実現させる、2番目、まちの魅力を創造し、まちを知ってもらい、まちを訪れてもらう、まちを好きになってもらう、まちに住んでもらう、まちに住み続けてもらう、3、結婚して不安を解消し、安心して出産、子育てができるようにする、4、子供の健やかな成長を支える、5、その他、まち・ひと・しごと創生の力強い推進のための取組を基本戦略とし、各種の取組を進めているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。やっぱり子供たちがだんだん少なくなってくると、やっぱり社会保障制度、年金とか医療、介護、これにもものすごく影響してくるというのはもう目に見えていることだと思っております。こういうことも含めて、今町長の申されたことも十分私も頭の中に置きながら、最後になりますが、高鍋みらい戦略総合計画の中で、本町の2,000人を対象に意識調査をした中で、町民の意見の上位にきているのが子育てに関すること、この貴重な町民の方々の、特に若い世代だと思いますが、ぜひ子育てにしやすい町、そして若い人たちも高齢者の人たちも小さな子供たちから全部が住みやすい町。ぜひ私は、何の支援をしる、この支援をしるじゃなくて、今町長が言われたこういう若い世代も高齢者も子供たちもみんなが住みよい町、これが幸福度につながると、今町長が言われた幸福度につながっていくと考えますので、その辺をこれからはしっかり町長が先頭に立って皆さんを導いていながら私たち議会もそういうときはどんどん惜しみなく協力いたしますので、どうかそういうふうに前に前に進んでいただく、積極的な政策に取り組んでいってもらうことを心よりお願い申し上げまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。
ここで休憩をしたいと思います。再開を2時15分からといたします。

午後1時59分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....
日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、6番、青木善明議員の質問を許します。6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 皆様、こんにちは。台風11号の影響もあり、何かとお忙しい中、傍聴に来ていただき誠にありがとうございます。また、職員の皆さんに置かれましては、台風11号対策として夜中から朝までつめられた課もあるとお聞き及んでおります。大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策の取組についてお伺いいたします。

河野知事は8月4日新型コロナウイルス感染拡大で医療への負荷が高まっていることを受け、宮崎県が国のBA.5対策強化地域に指定されたと発表しました。8月31日までの期間で県独自の医療緊急警報に基づき呼び掛けている感染リスクの高い場所の回避、飲食店での1卓4人以下、2時間以内などの行動要請を継続、また、知事は高齢者や基礎疾患のある人との接触を減らしてほしいと求め、医療ひっ迫を訴えましたが、さらに8月11日には新型コロナウイルス感染拡大で県内の医療体制がひっ迫しているとして、県独自の警報を1段階引き上げ、最高レベルの医療非常事態宣言を発令し、8月31日を目処に県民に家族以外との接触機会を減らすことなどを要請、そして人の移動が活発化するお盆休みを踏まえ、医療提供体制を守る重要な局面と強いメッセージを発声し、早期の感染抑制を図ると述べ、最大限の警戒を呼びかけました。

しかし、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に歯止めがかかりません。1日当たり新規要請者数は8月18日には過去最多となる4,113人が確認され、人口10万人当たりの新規陽性者数7日間移動合計も全国トップで1,968人を超える高い水準で推移していました。また、県内全域で幅広い世代の感染が拡大しております。県内は厳しい感染状況が続いていることから、感染拡大が止まらず、家庭や学校、教育、保育施設、高齢者施設などへと広がり、高鍋町でも7月5日から毎日新規感染者が確認され、7月には439人、8月には1,366人確認されております。

また、病床使用率は県内で51%以上で推移していることから、コロナ医療だけでなく一般医療にも多大な影響を及ぼしております。町長、教育長は新型コロナウイルス感染症第7波流行の影響をどのように認識しておられるかお尋ねします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の取組についての（２）新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制と進捗状況についてから（６）までの新型コロナウイルス禍に直面する町民の経済的負担軽減に取り組む考えなど、詳細につきましては発言者席にてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の第7波流行の影響についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、本町においても7月以降過去最多の新規感染者数を記録するなど、大変厳しい状況が続いております。8月には、診療を一部制限せざるを得ない医療機関もあったと伺っております。また、感染者数の増加は3年連続の夏まつりの中止など、本町の観光産業や飲食業等、各産業においても甚大な影響が続いているものと考えております。感染力がより強いとされるオミクロン株の流行感染はいつ、どこで、だれが感染してもおかしくない厳しい状況であり、町民の皆様方の日常生活にも多方面にわたって多大な影響を及ぼしているものと認識しております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 新型コロナウイルス感染症第7波については、幸い小中学校が夏季休業中であったこともありまして、学校等の教育活動に大きな影響は出ておりませんが、夏季休業中も随時児童生徒の感染状況の報告を受けております。特に、8月に入ってから170名を超える児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したという報告を受けておりますので、家庭での感染が広まっているものと認識しております。感染拡大が収まらない中で2学期を迎えましたが、町教育委員会といたしましては、保護者向けに2学期開始における新型コロナウイルス感染症対策の御理解と御協力についてという文書を配布し、引き続き基本的な感染症対策を徹底することや熱中症のリスクを避けるためのマスク着用の不要な場面の指導を行うこと。それから、新型コロナウイルス感染症にかかる偏見や差別防止の指導等を徹底していくことなどについてお知らせするとともに、家庭での感染対策の協力についてのお願いをしたところでございます。2学期は運動会や体育祭をはじめとする多くの学校行事が計画されておりますが、子供たちの学びを止めないよう、引き続き各学校、家庭と連携して感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策の取組について詳細にお尋ねしていきたいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制と進捗状況についてお伺いいたします。河野知事は新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、発令中の県独自の警報、医療非常事態宣言について8月31日を目処としていた期限を9月21日を目処に延長すると発表いたしました。宮崎県内、西都児湯圏域内、高鍋町内でも新型コロナ新規陽性者数が7月に入ってから上昇し、8月はさらに急上昇し、7月の約3倍の増加でありました。そ

のような中、現在4回目の集団、個別のワクチン接種も実施中ではありますが、ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的としておりますが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制と進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 現在のワクチン接種体制についてでございますが、60歳以上の方や基礎疾患を有する方の重症化予防を目的とした4回目の接種を中心に1回目から3回目の接種も併せまして、集団接種及び個別医療機関での接種を現在も実施をしております。ワクチン接種の予約につきましては、インターネットによる予約や町のコールセンターへの電話での予約などとなっておりますが、60歳以上の対象の方には事前に意向調査を行い、町で接種の日時を指定させていただくことでコールセンターへのつながりにくさの解消に努めてきたところでございます。

ワクチン接種の進捗状況についてでございますが、接種率が8月29日現在で初回接種、これが1回目、2回目となります、77.4%、追加接種、これが3回目接種です、67.9%、4回目60歳以上で5か月を経過した対象者の方の追加接種が4回目ですけれども、こちらが80.5%で、初回の接種は県の平均よりも4%程度低い水準、3回目の接種が県の平均より2%程度低い水準、4回目の接種は県の平均より16%程度高い水準となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） ただいま4回目のワクチン接種が実施中ではありますが、高鍋町の接種率の、今課長のほうから数字を示していただきましたけれども、この接種の目処は9月30日としてみていいのか、それとも今新たなオミクロン株、新しいワクチンの話が政府のほうで出ておりますけれども、ワクチン接種はどの、期限としてはどこ辺までを見ておいたらいいのでしょうか。大丈夫ですか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 議員が今おっしゃられましたとおり、当初は9月末までを目処という形で進めてまいっております。ただ、もう報道等でもありますとおり、オミクロン対応の株のワクチンを国のほうが供給をする準備があると。それに伴いまして、自治体のほうでも接種をさらに進めてほしいという形で連絡等々まいっておりますので、いつまでというのが明確に定められませんが、恐らく延期になるであろうというふうには思っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 3回目が終わった方が4回目をまだ打っていらっしゃらない方がいらっしゃると思うんですけど、新しいオミクロンワクチンに切り替え、待っていらっしゃるといふ方もちょっと聞くんですけど、そこ辺の、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 4回目対象の方が現在60歳以上の方、また、基礎疾患を持っていらっしゃる18歳以上の方という形で推移はしております。今議員がおっしゃられた新しく始まるであろうワクチン接種を待っていらっしゃるという方もお問い合わせ等々がまれにあたりもするんですけど、町のほうにいつの時点でワクチンが国から県を経由して来るかというのがまだはっきり事務的な部分が固まりきっておりませんので、私どもとしては速やかに現状のワクチンを接種していただければと思っているところです。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） ちょっと答えにくい質問ですけども、国の方針が決定権があるんですけども、どうも4回目を新しいワクチンを打ちたいという人の対応が今後出てくるということも想定しておったほうがいいということですね。ですかね。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） すみません、ちょっと先に走り過ぎているんですかね、私が。情報が錯そうしておりますので、今、ネットが。政府はただけど正式に打ち出していますけど、3回目の人が4回目目指す場合は、何となくニュアンス的にはそういう雰囲気を受け取れる場合も私はあったもんですから。その答えはいいです。

じゃあ、次にいきます。子供の感染者が増加していることを受けて、宮崎市では8月4日、子供向けの夜間接種、午後6時20分から午後8時20分まで実施する報道がありました。高鍋町では夜間接種の要望とかニーズ、要求はなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 5歳から11歳までのお子様への夜間接種のニーズについてでございますが、そのような要望や御相談はこれまでお受けしておりません。現在町内での2つの医療機関の御協力をいただきまして、平日及び土曜日に接種を現在も行っておりますけれども、予約の枠が埋まらない日も現状出てきているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に、新型コロナウイルス禍による子供たちを取り巻く環境の変化とその対策についてお尋ねいたします。まず、学力向上への影響についてですが、文部科学省は小学校6年と中学校3年の全員対象で4月に実施した2022年度全国学習状況調査、全国学力テストの結果を公表しましたが、宮崎県の公立小中学校の平均正答率は6科目全てで全国平均を下回るなど、学力が低迷する実態が浮かび上がりました。

新型コロナウイルス感染が落ち着かないまま、学校の新学期が始まっています。新型コロナウイルス禍による子供たちを取り巻く環境の変化でコロナ感染防止に万全を期す一方、学力向上の影響とその対策について教育長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育委員会ではできる限りこの子供たちの学びを止めないという文科省から示される指針に基づいて随時新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時休業等に関するガイドラインの見直しを行ってまいりました。また、県教育委員会からの新型コロナウイルス感染症対策の対応についての通知を受け、学校における感染症対策や教育活動の精選、部活動の対応等、各小中学校へ指導を行っているところです。

なお、新型コロナウイルス感染症により長期に欠席をした児童生徒に対しての各小中学校の取組につきましては、家庭で取り組める課題プリントを学級担任が欠席児童生徒の自宅に届けております。児童生徒が学級復帰した際には、当該児童生徒の学習習得状況を把握した上で、学級担任、それから教科担任が休み時間や放課後などを利用して、個別指導に当たるなど学びの保障に努めているところであります。

また、新たな取組としまして、昨年度より町独自でたかなべ学力調査を実施しております。県が実施しております宮崎学力学習状況調査は小学校5年生と中学校2年生だけが対象であるため、過年度比較、学年間比較、経年比較等の分析が難しかったのですが、町独自で小学校1年生から4年生、6年生、中学1年生を対象に、宮崎学力学習状況調査を作成している会社が提供するテストを4校統一して実施することによって児童生徒の学力をより具体的に把握でき、効果的な対策を行うことが可能となっております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に子供のケア対策は万全かについてお尋ねいたします。

2021年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は1,843件と過去最多だったことが県のまとめで分かりました。過去最多だった19年度の1,953件から110件、20年度から40件減少しましたが、依然高い水準が続いております。県は市町村などと連携して現場の対応力強化に努めているほか、引き続き積極的な相談を呼び掛けております。

県の子ども家庭課によると相談内容は子供の前で家族間の暴力、前面DV、ドメスティックバイオレンスや言葉による脅しといった心理的虐待が910件で最も多く、身体的虐待は579件、ネグレクト、育児放棄が329件、性的虐待が25件で虐待を受けた子供は7歳から12歳が36.1%と最も多く、3歳から6歳が26.5%、3歳未満20.2%、13歳以上が17.2%となっております。加害者は実母46.0%、実父44.2%で両親が9割を占めております。相談経路は警察からの通告が730件で4割、このほか近隣、知人が241件、学校など233件、市町村212件でございます。また、子供の安全確保のため一時保護した事例は483件でございます。新型コロナウイルス禍

による子供たちを取り巻く環境の変化に伴う子供のケア対策は万全かお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） まず学校における取組について私のほうから説明をさせていただきます。

児童生徒への心のケアについてでございますけれども、学級担任や養護教諭を中心にきめ細やかな観察による状況把握に日々努めているところでございます。場合によっては、スクールカウンセラーでありますとか、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフによる心理面、福祉面からの支援を行うなどして、組織的な対応を心掛けているところでございます。

それから、先ほど教育長が答弁いたしましたたかなべ学力調査の一環として、アイチェックという検査があるんですけれども、その調査を6月と12月に行っておりまして、そのアイチェックというテストは自己認識、社会性、学級環境、生活学習習慣のその4つの視点で子供たちの個性や今の心のありようを立体的に描き出す調査でございます。子供たちの学校生活に影響を及ぼすと思われるいろいろな要因を探ることで、行動の背景にあるものを解析することができるようになっております。例えば、家族や友達や先生との関係の状況の把握でありますとか、学習意欲や学校外での勉強の様子を確認することができるようになっております。各学校でこのアイチェックを効果的に活用できるように7月に夏休み期間中を利用して、各学校の担当の先生に来てもらって研修会も実施をしたところでございます。このアイチェックを活用しながら、子供たちの学習面、精神面についても見落としがないようしっかりサポートをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） コロナ禍における児童虐待の状況、それから子供のケア対策についてお答えいたします。

本町の児童虐待件数につきましては、福祉行政報告例によりますと、令和2年度が31人、令和3年度が27人となっております。また、一時保護につきましては、令和2年度の1件に対し、令和3年度は9件と増加しております。一時保護となった身体的虐待の主な要因は暴力を伴う不適切なしつけ、育児に対する不安や困り感などにより保護者が精神的に不安定な状態になったもの、ステップファミリーにおける親子関係の不和などによるものが多く、新型コロナウイルス感染症が直接的な要因と認められる事案はございませんでした。しかしながら、コロナ禍における自宅療養や行事等の自粛といった行動制限、日々の生活様式の変化などによるストレスや家庭の孤立が虐待リスク要因に影響をもたらした可能性も考えられます。

子ども家庭支援センターみらいに寄せられた相談でも、これまで祖父母に子供の養育の協力をしてもらっていたが、感染が気になりお願いをしにくくなったとの声や感染による自宅療養や臨時休園による自宅待機などで子供と過ごす時間が急に増えて大変だといった

声を聞いており、コロナ禍の中子育てに困難や戸惑いを抱く保護者へのフォローが課題となっております。そのため、子ども家庭支援センターみらいでは、家庭への訪問が難しいコロナ禍においても、子育ての不安や悩みに対応できるよう、電話やメール、LINE等の活用により相談支援を行っております。また、必要に応じて感染対策を実施しての訪問や関係機関との連携による見守りなど、可能な範囲の支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 詳細な答弁ありがとうございます。

それで、町長、教育長はどれだけ情報を御存じか分かりませんが、私、令和3年度の子供虐待件数についてちょっと調べさせていただきました。先ほどは県の虐待の相談件数でございましたけれども、じゃあ高鍋町がどのくらい児童の虐待相談件数があるかをちょっと詳細にお話をさせていただきたいと思います。令和3年度、去年ですね。去年の4月から今年の3月まで41件相談件数があったそうです。児童虐待。じゃあどういう虐待の通知があったかといいますと、児童相談所からが13件、保育園からが6件、学校から19件、家族から2件、他町から1件だそうです。結構いろんなところから虐待の相談が来ております。じゃあ、どういう虐待の内容かといいますと、身体的虐待が18件、性的虐待はゼロでありました。ネグレクト、育児放棄、これが4件、心理的虐待が22件。心理的と身体的が1番多いという結果が出ております。年齢はどうかと申し上げますと、3歳未満が4件だそうです。未就学児、3歳から6歳が10件。小学生が22件。中学生が4件。高校生が1件でございます。では、この令和3年度に41件の児童虐待相談件数がございますけど、どのように解決していったかをお伺いしましたら、継続支援が32件、一時保護が8件で、転居された方が1件でございます。要するに100%解決はしていないということでございます。これは令和3年度ですので、令和4年度はもう今年9月でございますので、相談件数が日々相談されていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるのではなかろうかと思います。

こういう高鍋町の実態を私たちは知っておくべきではないかと思いましたので、あえてお話をさせていただきました。

それでは、次に、新型コロナウイルス禍による高齢者等世帯を取り巻く環境の変化とその対策についてお尋ねをいたします。

まず、独居高齢者、生活困窮世帯の影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の煽りで生活困窮世帯の深刻さが増していることなど高齢者等世帯を取り巻く環境の変化で独居高齢者、生活困窮世帯の影響とその対策についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 独居高齢者への影響とその対策についてでございますが、

感染に対します不安から外出の機会を減らされる、また、包括支援センターなどからの訪問を拒否されるなどの状態、それ以外に御家族が帰省を自粛されることによりましてその高齢の方の心身の状況の変化に気づくのが遅れるなどの影響が考えられます。これらの対策といたしまして、6月議会の一般質問でもお答えをいたしました。コロナ禍だからというわけではございませんが、認知症初期集中支援チーム員、専門的な知識を持った医療、福祉、介護の専門の方々からなりますチームですが、それらのチーム員の方。また、地域包括支援センターの方々によります75歳以上の方への訪問や高鍋町高齢者お助けボランティアの方たちによります見守りなどを継続しているところです。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課が所管しております生活困窮世帯への影響とその対策についてお答えいたします。

総合相談支援センター架け橋のふれあい総合相談では、コロナ禍の中、休業や失業等により収入が減り、生活が苦しいといった相談が増加しており、また、福祉課のほうの窓口にも生活保護等の問い合わせや相談が増加しております。その支援策として、令和3年度住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を支給しております。

また、生活資金にお悩みの方には高鍋町社会福祉協議会が窓口となり、コロナ特例の生活福祉資金の貸付を実施しております。そのほか、これも社協が実施しております高鍋お膳部による定期的な宅配、食事の宅食サービスですね。また、フードバンクによる食事提供等の支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に、高齢者世帯等のケア対策は万全かについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による自粛生活が長期化する中で、買い物や散歩、友人との交流、近所付き合いといった外出が減った高齢者は人や地域社会とのつながりが減り、ワクチンの追加接種が進んでもその生活様式が定着した可能性があり、生活の不活発を背景とした高齢者の健康二次被害という新たな問題が生まれております。なかなか終わりが見えない新型コロナウイルスの流行により、お年寄りが感染を恐れて自宅に閉じこもりがちな暮らしが長く続きますと、身体機能や認知機能が低下して要介護の一步手前のフレイル、虚弱と呼ばれる状態に陥る懸念があり、今後新たな生活様式に合わせた健康づくりを全国の自治体が責任を持って進めることが必要だと高齢社会総合研究機構の調査結果で訴えておりますが、本町の高齢者世帯等のケア対策は万全かお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 高齢者世帯のケアについてでございますが、高齢者の総合相談窓口を地域包括支援センターに設置をしております。こちらで24時間の相談対応を行っております。

また、新たな生活様式に合わせました健康づくりにつきましては、これまで行っておりました体調等を確認するチェックシートの活用のほか、開催場所の広さに応じました参加者数の目安を設ける、参加者が多い事業については2回に分けて実施するなどといった感染対策を講じ、中止していた介護予防事業を再開しております。さまざまな対策を行い、介護予防事業を可能な限り中止することなく継続することにより高齢者の身体機能や認知機能の低下をできる限り防止してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 今回の一般質問につきまして、私は高鍋町役場別館の相談支援センター架け橋をお伺いさせていただきまして、職員の方にいろいろなお話を伺うことができました。午前中の中村議員の質問にもありましたが、重層的支援体制整備事業の取組を令和7年に向けて今協議が進められているということでございますけれども、重層的支援体制整備事業の取組について協議しようというのは課長からいただいておりますけれども、地域活動包括支援センターが平成19年の4月に開設されまして、かなり充実した施設となっていることはお伺いさせていただきまして、確認をさせていただきました。

それで、職員の方に伺いますと、先ほどもお話しをさせていただきましたけれども、相談事が多種多様、いろいろな相談が多岐にわたります、もちろんこの相談センターに来られる方は秘密保持が求められております。それで、しかし現実には相談の部屋を確保するのが大変だそうです。私、総合相談支援センターに入ったらちょっと右側の、どのくらいでしょうかね、息が詰まるような部屋でございましたが、狭くて、そこで相談をしていらっしゃるそうです。その1つしか総合相談支援センターにはないそうです。職員の方が言われるのはですね、日常茶飯事、毎日のごとくいろんな相談事にお見えになるそうです、町民の方。年齢は若い方から高齢者まで。しかし、相談する部屋の確保は非常に苦労されているそうです。じゃあどのようにしたほうがいいんでしょうかと言ったら、何とか今の総合相談支援センターに入って左側にちょっと広い部屋があるんでございますけど、ここがなかなか使えるときがあるということで、いろんな町の行事もありますから、会議もありますから。できましたら、この総合相談支援センター内にある大きい部屋を優先的に使えるように働きかけというか、そういう考え方はできないか、ちょっと福祉課長に聞きたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 総合相談支援センター架け橋の相談については、議員がおっしゃるとおり、毎日相当の相談がまいっております、御指摘のとおり相談場所がその架け橋内には1か所小さい部屋がありまして、あと庁舎別館の会議室。しか、あそこの建物の中にはないのが現状でありまして、相談でやっぱり場所を使いたいということで役場の1階のロビーの中に相談する場所が何か所かあるんですけど、そちらで相談を受けたり、場合によってはこちらの3階の委員会室をお借りして相談をするといったような現状があ

りまして。確かに相談する場所がなくて、ちょっと困っているというのが現状でございます。

私のほうでちょっとどうこう言えるような立場でもないんですけども、また今後そういった問題をやはり解決していく必要がありますので、すぐすぐにとはならないとは思いますが、また役場内で検討いたしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） これはやっぱり常に町民目線ということでございますので、やっぱり相談しやすい体制づくりはぜひ構築していただきたいと思いますので。この庁舎管理は財政経営課長になるんですかね、全て。なりますかね。そういう、なりますかね、庁舎管理。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 庁舎管理につきましては、おっしゃるとおり財政経営課でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、今日副町長が出席しておりませんので、庁舎管理等々については関係課長さん方はやっぱりこの総合支援センターに来られる相談者の立場になっていただきまして、早急に解決していただくように検討をするべきだと私は思います。

それでは、次に、秋冬に警戒される次の流行を想定した体制の考えについてお尋ねいたします。

人の移動が増えたお盆休みに新型コロナウイルス流行の第7波がピークを迎え、本県の病床使用率が8月14日には過去最高の53.6%となり、依然としてクラスター、感染者集団の確認が続き、入院病床や保健所業務のひっ迫を招いております。第7波で目指すのは、感染者や濃厚接触者の急増で医師、看護師らのやりくりが厳しくなり、一部の病院では救急患者の受入れを停止、手術や入院の延期を依頼することなどが起きており、路線バス運行もダイヤを変更するなど、社会生活の維持にも影響が出ております。これらを放置したままでは感染防止と社会経済活動の両立は到底実現しないと言われておりますが、本町でのこれから迎える秋冬に警戒される次の流行を想定した体制の考えについてお尋ねをいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 秋冬に警戒されます次の流行を想定した体制についてでございますが、国から示されます情報の迅速な提供や秋以降の接種が予定をされておりますオミクロン株対応の新ワクチンの接種が円滑に実施できますよう、町内医療機関と連携を図り準備を進めてまいります。

また、新規感染を可能な限り抑制するため、3密の回避、適切なマスク着用、石鹸による手洗いや手指の消毒励行など基本的な感染対策をお一人お一人徹底していただけるよう継続しての周知を行っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次にいきたいと思います。

県庁のホームページに新型コロナウイルス感染症対策特設サイトに掲載されているワクチン検査パッケージ対象者全員検査等定着促進事業については、令和4年8月31日をもって終了しました。令和4年9月1日からの無料検査の対象は無症状で感染の不安を抱える宮崎県民のみとなり、県内73か所で無料検査を実施しております。とあります。この73か所はPCR検査センター宮崎市内3か所、延岡市内1か所、都城市内1か所で、その他無料検査実施事業所、医院やクリニックや薬局等が宮崎市内で28か所、都城市内で14か所、延岡市内で6か所、小林市内で5か所、日南市、日向市、串間市、えびの市内はそれぞれ2か所、西都市内1か所、三股町内2か所、門川町内2か所、綾町内1か所、椎葉村内1か所であります。そういうことから、かなり県内にありとあらゆる場所にこういうPCR無料検査場が設置されておるわけですが、高鍋町民の方からも無料検査場の問い合わせが数多くありますが、高鍋町では無料検査実施事業所は未設置でございます。設置の必要性についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 無料検査場の設置についてでございますが、PCR検査等、抗原定性検査の無料検査は県が補助事業として実施をしているものでございます。現在も事業者の募集は行っているとのこと。実施事業者は検体採取の立ち合いや複数名が同時に検体採取できるための一定の広さ、十分な照明、適切な換気ができる採取場所を確保すること。また、プライバシーへの配慮などさまざまなことが求められます。新たな実施場所の設置にハードルはなかなか高いものとは思われますが、御相談等ありましたら開設に向け支援をしていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 募集しているけど条件がある。ハードルが高いということは、高鍋町では無理ということですか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 先ほども申したんですけれども、実施したいと思われる事業者さんに関しましては、お問い合わせ等があった場合は御相談、または御支援等々はしていきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） こちらからのアプローチで業者を選ぶわけですかね。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） そうですね。さまざまな条件のもとに行いたいという業者さんがいらっしゃった場合と思っております。こちらからこの業者さんというところは現在のところは想定しておりません。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 現実、業者さんのリストあります。そういう業者の情報。どこからいただけるんですかね、その業者さんの。県ですかね、こちらで探すんですかね。いかがですか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 現在それをやっていらっしゃる業者さんのリストということでもよろしいですか。それは県のホームページのほうに無料でやっていらっしゃる事業者の一覧表がPDFで掲載はされております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） じゃあ、可能性はあるということで確認してよろしいでしょうか。了解しました。

それでは、次に、新型コロナウイルス禍に直面する町民の経済的負担軽減に取り組む考えについて町長にお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染の急拡大や物価高騰の影響に伴い、県内市町村の各自治体ではいろいろな支援対策事業を行っております。例えば、子育て世帯支援として小中学校の給食費を半年間無償化する、65歳以上の高齢者に1人当たり5,000円分の電子地域通貨カードを給付、燃油高騰対策として全世帯に6,000円のガソリン等購入助成券を発行する、商工業者、園芸農家、畜産農家に対して物価高騰対策として費用の補助を支援するなどなどがございます。また、食品につきましては、特に値上げが相次ぎ、今年の累計では約2万品目を超える食品の値上げで家計の負担が増加し、お店も大変、消費者も大変という現象が起きているそうでございます。最近は円安の影響もあるなど、さまざまな困難に直面している町民や農業、商工業者の経済的負担軽減に町独自の取り組む施策の考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町民の経済的負担軽減に対する町独自の取組についてでございますが、先ほど福祉課長が申しあげました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金のほか、住民税非課税の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を給付する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、保育所等の副食費にかかる物価高騰の影響部分を補助する保育所等給食費負担軽減補助金、学校給食の食材高騰に対応する高鍋町学校給食会補助金、また、農業者に対しましては昨年度農業関連で使用されましたA重油などの燃料費と肥料の購入に対しまして補助を行う高鍋町燃油等高騰対策緊急支援事業。また、商店、飲食店等に、あるいは消費者に対しましては、プレミアム商品券事業と、そのような事業に現在取り組んでいるところでございます。

今後とも国、県の動向を注視するとともに、財政状況を勘案しながら町民の皆様の御意見も参考に必要に応じて経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 今町長が支援策を答弁していただきましたけど、これは今のメニューは全部町単独というふうに理解してよろしいでしょうか。町独自の対策という。国、県の補助をもっての町。町長が今答弁された案件、メニューは町独自、オリジナルの支援事業というふうに確認していいのか。それとも、国、県からの補助をもって。私が（発言する者あり）いや、ちょっと待ってください。今私が立っておりますので。私の質問は町独自のオリジナリティをお伺いしておりますので、前もって。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 先ほど町長が答弁いたしましたいろんな事業についてでございますが、町独自でいろいろルールを考えてやったものもございませけれども、財源といたしましては、国等からの給付金等を活用したものでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 私の質問の仕方が悪いんでしょうかね。私の町独自というのは、国の補助事業をもらって町独自という意味じゃなくて、町のお金を使つての支援事業という意味。国、県を使つての事業は、それは、それはとか、それはどこでも事業するのはこれはもう当たり前の世界であつて。町単独事業ということです、私が質問しているのは。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 申しわけありません。町単独といえば町が独自に仕組みを作るんですけども、財源につきましては国の給付金がございます、それは市町村で独自にそういう仕組みを作つて、コロナのために使つていいというものを活用しております。ですから事業の内容としては、町が独自に考えておりますけれども、財源としては国、県のお金を使ったものでございます。町単独でやっているものではございません。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） ということは1件もないということですね、町単独事業は。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 基本的にその給付金を活用した事業でございます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後3時07分休憩

午後3時09分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 町単独での事業はございません。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） あと2分ほどありますけれども、先ほど永友議員の質問の中に町長の幸福度のお話がありましたけれども、幸福度が外国が非常に高いということで、国の

名前を出されましたよね。ちょっと私も勉強不足なんですけど、幸福度の尺度は町長どのように見ていらっしゃるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 国連が出している幸福度のランキングですので、かなりの項目がございますので、それを全て今言えというところちょっと調べてこなきゃいけない。調べたほうがいいですか。最も大事なものは社会保障です。社会保障が行きわたっている。フランスが出生率が2.02になったんですけど、この15年で。15年かけて何したかということ、要するに、先ほど給食費も出ましたけど、大学まで無料にしてそういう社会保障をものすごく充実させた。これ北欧、フィンランドとかスウェーデンとか、アイスランド、デンマーク、スイスとか社会保障がものすごいです。もちろん税金高いんですけど、それが当たり前の国になっているということですね。これを言いたいわけです。

それは人口とかGDPとは正比例しないんです。人口が多くてもGDPが高くても幸福度が低い国がある。日本がそうだということを言っているわけです。だから、人口が減ることによって不幸になるというよりは、逆にチャンスがあるんだよという考え方が出てくるということと言いたかったわけです。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 要するに、社会保障が充実しておれば幸福度は高いという共通認識でよろしいですかね。ということはやっぱり相互扶助、みんなで幸福度を分かち合いましょうということというふうでよろしいですかね。相互扶助。日本国民が、社会保障が充実しておれば幸福度は上がると、それでよろしいですかね。社会保障が充実しておれば日本人の幸福度も上がるということで。

それでは、これからも町民の生活を守るためのいろいろな施策が求められてくると思われまますので、町長の強い手腕で発揮されまして、より安定した町政が進められることを期待いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、青木善明議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、杉尾浩一議員からの一般質問は明日7日に延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時13分延会
